

第87回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成25年10月10日（木）

開議 午前10時

会議に出席した議員（15名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	西村	公子	4番	新温泉町	西脇	明
5番	豊岡市	青山	憲司	6番	豊岡市	安治川	敏明
7番	豊岡市	井上	正治	9番	香美町	森	利秋
10番	新温泉町	谷口	功	11番	豊岡市	木谷	敏勝
12番	豊岡市	嶋崎	宏之	13番	豊岡市	森田	健治
14番	豊岡市	古池	信幸	15番	豊岡市	峰高	正行
16番	豊岡市	野口	逸敏				

会議に出席しなかった議員（1名）

8番 豊岡市 関貫久仁郎

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 木 村 孝 司

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	羽 尻 泰 広
施 設 整 備 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長 補 佐	澤 田 秀 夫

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第7号事案～第9号議案）一括上程
一般質問
- 第3 議案ごとの質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第7号議案～第9号議案）
一括上程
一般質問
 - 14番 古池 信幸 議員
 - 2番 谷口 眞治 議員
 - 15番 峰高 正行 議員
 - 6番 安治川 敏明 議員
 - 10番 谷口 功 議員
 - 11番 木谷 敏勝 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会宣言
6. 議長あいさつ
7. 管理者あいさつ

開会 午前10時00分

○議長（野口逸敏） おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（野口逸敏） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議に欠席届のありましたのは、関貫久仁郎議員であります。

なお、関貫議員については、会議録署名議員に指名をしておりますので、会議規則第78条の規定により、峰高正行議員を追加で指名をいたします。

本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

○議会運営委員会委員長（木谷敏勝） おはようございます。

本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は6名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切・簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（野口逸敏） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第7号議案～第9号議案（北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結について外2件）

○議長（野口逸敏） 日程第2、第7号議案ないし第9号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結について外2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可をいたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名をいたしますので、質問席にて質問をお願いをいたします。

まず最初に、14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 おはようございます。

総合評価一般競争入札という方法で仮契約が締結され、契約の相手方として株式会社タクマ、株本建設工業株式会社、川見建設株式会社、株式会社西山工務店、株式会社タクマテクノス西日本支社、北但ハイトラスト株式会社の6社の名前が公表されました。通告しておりますけれども、今回の業者指名に関して公平な競争が行われたのかという点について、お尋ねいたします。

寺嶋均氏を委員長とする7名の委員から成る選定委員会が設置されました。まず、委員長についてであります。森本・坊岡候補地選定時の選定委員会委員長であり、その報告でみずからいろいろ理由を述べた後、以上のことから、総合的な観点から当候補地を選定した。ただし、今後の建設推進に当たっては、地元地区の要望を踏まえて、隣接区等への理解を深める最大限の努力が必要であると述べておられます。当局が公募する前に隣接区等への理解を求める最大限の努力が行われたのかどうかを委員長自身が検証されたのかどうか、質問いたします。

また、検証されたのなら、どのような評価をされたのか、答弁を求めます。

隣接区の林区からは、区長名で反対の意思表示が行われていましたが、この件については委員長は認知されておられましたか。また、合意をしていない地権者に対して、また立ち木トラスト参加者に対して強制収用をしたという行為は、理解を得る最大限の努力が必要という報告書の義務規定とは相入れない当局の施策の実行ではありませんか。この程度の規模のごみ焼却施設なら4ヘクタールほどの面積の土地が確保できれば建設可能であります。強制収用という行為とはなじまない性格の事業であります。

低入札価格調査基準価格との関係について質問いたします。

この価格を当局は示して、入札参加企業を募集いたしました。当局がこの数字を出した上で、それに応じて入札をするときに、この価格に極めて近い価格を提示することで競争に勝つことができるということは自明の理であります。低入札価格調査基準価格に最も近い整数を加える、すなわち1円を加えることが落札する上で最良の選択であるということは明らかであります。それ以上の価格を提示することは何の意味もありません。意味のない数字を、すなわち荏原グループは200億9,000万円という28億2,900万円も上乗せさせた金額を提示しましたが、この入札競争で勝てると思う人はいないのではないのでしょうか。

この点について、企業経営者としてとるべき態度は、どの企業であっても事前公表された低入札価格調査基準価格と同額か1円を加えた額にすればよいということではないのでしょうか。また、その価格が余りに低価格であり、企業として赤字を出すようなことが予測されるならば、入札参加を辞退すべきではないのでしょうか。今回の入札において、予定価格、入札説明書において事前公表とあります。また、それが203億800万円、税抜きであります。低入札価格調査基準価格、入札説明書において事前公表、172億6,100万円を事前公表したことは、競争をさせない入札を執行したと言わざるを得ないと思います。事前公表というやり方が本来あるべき競争原理を奪ってしまったのではありませんか。答弁を求めます。

周辺環境の問題について質問いたします。

計画によると、59メートルの高さを誇る煙突から排気ガスが放出されます。提案のとき、計画図5ページにクリーンセンター処理フローが示されました。受け入れ廃棄物として、可燃ごみ、可燃残渣、乾燥汚泥、脱水汚泥が上げられました。可燃ごみには、生ごみである植物、動物由来の有機性物質、調味料などを加えた食材、リサイクルセンターの保管設備に回されない廃棄物、例えば印刷をした紙、染色をした布、接着剤や染色剤を使用した木材片などが少なくとも焼却処分されるこ

とになると思います。また、有害な重金属が含まれている汚泥も同じ炉で燃やされます。灯油も使います。これらが送られてくる空気を利用して燃やされ、燃やすと必ず排気ガスが出ますが、その一部を使って発電タービンを回し、電気をつくることに使われます。その他の排気ガスは、集じん器、再過熱器、ダイオキシン類除去塔等を通り、煙突に入り、施設外へ放出されます。これが燃焼から、それに伴うガスの発生、そして放出の流れであります。

排出ガス基準値は表に明記されております6種類の項目と、それぞれの単位、要求水準値、自主保証値が示されています。この表でも明らかなように、焼却処理によって発生する排気ガスの有害物質について、それをゼロにすることはできておりません。このことは、ごみ処理の方法について地球環境を考えると、周辺環境を考えると、その影響を心配せざるを得ません。まず、排気ガスについて、害がなく、安全であると言えるのかどうか。この点について質問いたします。

次に、6項目の基準値が示されておりますが、それ以外の物質は出るのか出ないのか、お尋ねいたします。

学校環境衛生基準というものを文部科学省は定めており、1、換気、2、温度、3、相対湿度、4、浮遊粉じん、5、気流、6、一酸化炭素、7、二酸化窒素、8に揮発性有機化合物の一覧表、9にダニ、またはダニアレルゲン、10に明るさの照度、11にまぶしさ、12に騒音レベルについてのそれぞれの基準を決めております。その中で基準値を超えてはならない8つの揮発性有機化合物のうち、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの3種類がアメリカ環境保護庁、1987年版報告書、有害廃棄物焼却施設からの排出物より同定された化合物99種類の中に含まれております。また、1995年に専門誌に発表された焼却炉から排出される物質の同定評に記された193種類の揮発性有機化合物のリストにも入っていることを発見いたしました。焼却すると発生する物質についての貴重な分析報告であります。

ご存じのとおり、坊岡の焼却処理から約700メートルのところ豊岡市立竹野南小学校があります。大切な子供たちが勉強したり運動をしたり、自然とともに暮らしたりしてる最も大切な教育の現場があります。この学校へ通う子供たちを含め、教職員や親の方たちへ焼却施設は安全だ、何の対策もとる必要はありませんと言えるのかどうか、このことについて質問をいたします。

また、周辺に住んでおられる方々、林業、農業を行っておられる方々に対して、焼却施設は安全なものだから何の対策もとる必要はありませんと言えるのかどうか、答弁を求めます。

木谷川、竹野川の水質を現在よりも悪くすることはありませんと言い切れるのかどうか、これについても答弁を求めます。

周辺環境への影響について、煙突から排出される物質について、学校環境の基準への対応について、これについては的確な答弁、また丁寧な答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私は、入札についてお答えをいたします。

この入札に当たっての選定委員会の委員長が周辺住民の方々の同意を得る最大の努力をしたことを検証したかどうか、あるいは林区の反対について知っていたかどうかというご質問をいただきましたけど、存じません。ご本人にぜひお聞きをいただきたいというふうに思います。そもそもご質問の通告は入札に関してでありまして、この入札の質問に関して場所を選定する委員長がどのような検証をしたかとか、どういう認識ということとは全く関係ございませんので、もともとお答えする必要がないご質問ではないかというふうに思っております。

選定委員会の責務といいますのは、少なくとも入札に参加する方々に本当に公平な競争が確保できているかどうか、あるいは得られた結果が本当に発注者である北但行政事務組合にとっていい結論であるかどうか、そのことが大切な責務でございますので、この点について、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それから、事前公表で競争の機会を奪ったのではないかというご質問をいただきましたけれども、むしろ競争の機会がきちっと確保できたものと考えております。従来の一般的な発注方式といいますと、性能発注でございまして、これこれの例えば排出基準を満たすこととなりますと、それさえ満たせばいいわけでありまして、あとは価格の競争になります。しかしながら、私たちは、よりいいものを提供したいわけでありまして、こちらが求めている最低の基準よりもさらにいいものをする、あるいは求めている項目以外にも、よりすばらしい提案があるのであれば、そのことも落札者を決定する上で判断に入れたいということでございますので、そのようなことから、総合評価一般競争入札方式にいたしましたところでもございます。繰り返しますけども、入札価格以外の要素も加味した上で総合的にどれがベストな提案なのか、この判断をすることができたと、このように考えているところです。

これまで多くの自治体におきまして、ごみ焼却施設の発注が行われてきておりますけれども、これらの中には入札参加資格要件や各種条件などが厳しかったことなども起因して、結果1社もしくは1グループからしか申し込みがないということがあり、予定価格と同額もしくは落札率が100%に近い金額で応札され、やむなくその価格で契約することになった自治体があることも、ことし7月に実施させていただいた議員の管外研修視察、議員は残念ながらご欠席でありましたけれども、そこでもご確認をいただいたところでもございます。

つまり通常の入札をやって、結果として競争が働かなかった例が現にある。ところが、結果で見させていただきますと明らかでありますけれども、当組合の発注につきましては、2つのグループから申請がなされ、結果として落札金額については、入札公告時に事前公表した予定価格の85%となっております。つまり競争がまさになされたからこそ、このような結果が得られたものと、このように考えているところです。

その他につきましては、担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それでは、私からは、煙突から排出される物質は無害かということについてお尋ねをいただきました。

当然ごみを焼却する過程におきまして煙突から排ガスが出ることですけれども、これにかかわる規制というものが大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法によって、それぞれ項目が決められております。それらにつきまして、組合では施設整備、運営に当たり、ばいじん、ダイオキシン類等の排ガスについて、その規制値を上回る厳しい自主基準値を設定をして、要求水準書として求めたということで、事業者のほうは、これを上回るような自主保証値というものを提案してきておりますけれども、より環境に厳しいというような内容であったというふうなことでございます。

それで、その項目以外に排出はないのかというふうなことですけれども、当然それ以外にも排出される可能性のある重金属類、例えば水銀であるとか鉛であるとかというふうなこともあるかと思えます。ただ、今回の提案につきまして、特に水俣の事例もあると思えますけれども、水銀についての特性がなかなか蒸発して出るというふうなことが心配される向きが多いと思えますけれども、それについては事業者から改めて追加の提案として水銀の除去についてもあったというふうなことであり、その他の重金属については今までの除去装置によって、ほぼ影響がない程度まで除去できるのではないかなというふうに考えております。

それと、有害物質をゼロというふうなことのお話ですけれども、それを可能とするには、施設整備に莫大なお金をかけてする必要があろうかと思えます。そもそも環境基準について生活環境影響調査によってそれが保全できるかどうかという調査をやっております。国が求める環境基準が守られるというふうな結果でございますので、これをいたずらにゼロに持っていくという必要はないものというふうに考えております。

それと、学校に関する環境衛生基準ということでお尋ねをいただきました。学校保健安全法に基づいて、学校環境衛生基準というものが定められております。先ほど議員がおっしゃいました教室等の環境にかかわる学校環境衛生基準というものが定められて、文部科学省より県教育委員会及び県知事を経て市町教育委員会及び所管の学校に対して、児童生徒が健康的で快適な学習環境の中で学校生活を送れるよう、学校環境衛生基準に定めた環境衛生検査の実施を通知をされております。

その教室等の空気環境等の検査におきまして、先ほど議員がおっしゃいましたような一酸化炭素であるとか二酸化窒素、浮遊粉じん等を対象とした基準がございます。この基準というものは、もともと大気汚染にかかわる環境基準値であったりとか、二酸化窒素にかかわる環境基準値が求められております。したがって、今回、私どもの焼却施設における基準と重なる部分につきましては、二酸化窒素と浮遊粉じんという重なる部分がございますけれども、例えば学校環境衛生基準の基準値は0.06 p p mでございます。今回実施をしております生活環境影響調査の長期的評価濃度で見ますと、最大着地地点においてでも0.008942 p p mということで、はるか下の数字になっております。また、浮遊粉じんにおきましては、学校環境衛生基準では0.1ミリグラム／立方メートルなんですけれども、これも同様に長期評価濃度、最大着地地点については0.041706ミリグラム／立方メートルということで、はるかに低い値、十分に環境基準も満足しているというふうなことでございます。

揮発性有機化合物についてのお話もありましたけれども、これは学校教室内での基準ということで、

何らごみ処理施設で規制を受ける物質ではございませんので、それが現在どういうふうな状況にな
ってるかということについては、ご答弁できかねるというふうなことでございます。以上でござい
ます。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 選定委員会の委員長であったことと、今回の総合評価一般競争入札で提案を審査する、
その会議の委員長であったこととは関係ないというふうなことであります。私は、関係ないことは
ないと、道義的にも関係は十分にあります。といいますのは、先ほど述べましたように、正式な適
地選定委員会での報告を出されたご本人でありますから、その本人が注文をつけた報告書を出して
おられるわけでありまして。だから、自分がつけた注文がちゃんと処理されたかどうか、このこと
については今とんでもない答弁をされました。本人に聞いてくれと、自分は知らないという。これは
本当に管理者としては、寺嶋氏に対しても不誠実な態度であると思います。と申しますのも、そう
いう注文というか、条件をつけて報告書として提案しまして、森本・坊岡は非常に適地だというふ
うなことをされたわけでありまして、そこに出されたご本人の気持ちを、最大限の努力をしたと
いうあかしを本人に伝えることをしていなければ、これは大変本人にとっては、自分の言ったこと
が一体どうなったのか全くわからない、無視されたのかということもわからない、そういう状態に
なろうかと思うんですね。果たしてそれが次の入札関係の委員会の委員長に就任されるというとき
に、寺嶋委員長のほうから、あの件はどうなりましたかということ、これがあってもいいと思いま
すし、それが無いと言うんなら、報告があったのかなとも思ったり、そこんところをもう少し詳しく
ご答弁いただきたいんですが、報告されたんですか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） いただいた通告は、入札について競争はあったのかという、こういうご通告で
ございますので、関連のない事柄についてのご質問であると。しかも、先ほど言いましたように、
本人が聞いてるかどうかとかいうことでありますから、それは本人でないとわかりませんので、私
が、あるいは職員がかわって答えることはできないと、こういうことでございます。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は、同じ方が委員長をしてるということに大きな問題があると思って、この質問を
しておるわけでありまして。大きなお金を動かす、そういうことでありますし、地域の方々にも多大
のご心配やそういうものをかけることの大きな事業を決断させる要因になる報告書をつくった方
でありますから、いざ今度は正式な契約に至る入札に係る委員会の委員長、このこととは切り離
して考えることではないと私は思っております。ですから、今のご答弁では大変不十分であると思
っております。

それから、事務局長にお尋ねしますが、最大限の努力のことなんですが、この隣接区の林区から
区長名で、林区としては反対ですというのが出されたというのを私も現物を見ましたが、これ
については委員長に報告されましたですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

- 事務局長（谷 敏明） 先ほど管理者のほうから答弁させていただいたとおりでございます。
- 議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。
- 古池信幸議員 的確に答えてほしいのは、報告されたか、されなかったのかということを知りたいです。
- 議長（野口逸敏） 答弁願います。
谷事務局長。
- 事務局長（谷 敏明） 寺嶋委員長に対しましては、今までの事業経過等についても逐次報告をしておりますので、そのことについては内容等を報告しております。しかしながら、既に地元区の森本区、坊岡区、それと北但行政事務組合において基本協定を締結したということをもって、求めた区も含めて協定ができたということをもって、十分になされているというふうにご理解はいただいております。
- 議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。
- 古池信幸議員 私は、そのところで今、逐次報告をしていると、委員長は反対の意思表示があったということを知っていると理解したいと思いますが、それで間違いはないですか。林区の隣接区ですから、林区の反対の意思表示について寺嶋委員長自身が報告を受けられて、そういうことがあったということを知っておくと理解していいかという質問なんです。
- 議長（野口逸敏） 谷事務局長。
- 事務局長（谷 敏明） 認識しておられると思います。
- 議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。
- 古池信幸議員 それでは、なおのことやっぱり報告者である委員長の責任も私は大きいと思うんです。この入札の事態に至ったときに、隣接区の反対の意思表示が取り下げられたのか、そういうことでもないわけでありますから、受け入れを決定したのは坊岡区、森本区だというふうにおっしゃってましたね。それで協定を結んだと。ところが、林区については協定の当事者ではないということですから、そこには名前が出てきません。そうすると、この林区が出した反対の意思表示、これについてはご本人は知っておったけども、無視したというふうなことになるんですね。これは入札にかかわる重大問題であると思っております、質問通告をいたしました。
- なぜかと申しますと、林区においては、委員長報告を正直に受けとめたら、隣接区として、御又区も隣接区でありますし、林区もそうありますが、そこに区が反対の意思表示をきちっとしたのに、結局どうだったんだいということになるんですね。だから、そのところで、先ほど事務局長が協定が結ばれたから、そのことは済んだことだというようなお話であります、協定の当事者ではないというところ、ここが大変大事なところでありますから、そのところの努力を怠っておったというんですか、そういう事実があるということですから、それを無視して入札行為にかかわる委員長をされたということ自身、これが僕は間違いであるというふうに思いますが、そこはどうなんでしょう。
- 議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 論外のご議論をされてるんじゃないかというふうに思います。入札そのものが適切に行われるかどうかということと、議員が今指摘されてることは、これは全く関係ございません。あえて議員のお立場を尊重するとすると、議員のご主張は、そもそもこの事業を進めることが適切かどうかについて議論をされている。それについて私たちは適切にやってきたということを主張して、その前提で今仕事をしてきている。今回の入札は、その適切に行われている事業のある1ステージで入札が行われて、入札が適切かどうかという議論を今やってるわけでありまして、議員の質問通告もそうであります。ところが、かつて場所を選ぶときの委員長が一定の要請なりを行政側にしたかどうかということと絡めるということは、これは私は不適切な議論だと、このように思います。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は、不適切だとは思わないから質問いたしております。人間、一番大事なのは道義的な責任、それから人間的な信頼関係、それだと思うんですね。今回の経過を見ておると、寺嶋委員長がとってこられた適地選定の委員長としての職務とその報告責任、それから今度の入札にかかわる委員会での委員長としての職務とその責任、両方がこの方には大きくかかわってくると思っております。そういう中で、先ほど申しました隣接区の問題が全く出てきていないというふうなことになる、これは入札の委員会そのものの開き方に間違いがあったというふうに言わざるを得ないんじゃないかと思いますが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 牽強付会だというふうに思います。牽強付会、こじつけだというふうに思います。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は私の主張をそのように述べますし、管理者はそのようにおっしゃっておりますが、ぜひこれは後世にも検証していきたいと思っております。

それから、競争があったかどうかということで、事前に2つの価格ですね、予定価格と、それから低入札価格調査基準価格と、この2つの価格を提示されました。これを提示することが私は、競争入札、一般競争入札あるいはいろんな入札の形態がありますが、このたびの場合でも競争を行わすことができなかった、競争がなかったというふうに理解せざるを得ないと思います。管理者は、他の要素も含まれておったから、競争は現にあったというふうにおっしゃっておりますけども、少なくとも価格の面での競争を行う基準となるもの、それが公表されてしまうと、その基準が一番近いところに持っていけばいいわけですから、そこでの競争は全く生まれないということにはなると思うんですが、それはどうなんですか、ならないんですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回の入札につきましては、総合評価一般競争入札でございますので、価格だけで落札者を決定するというわけではございません。特に総合評価におきまして価格点は40点で、評価項目に対する加点審査分については60点という割合で決めておりますので、そこに対して価格

が大きなウエート占めるということじゃなくて、我々としては価格を一定のレベルの値をお示しをして、その範囲で競争をしていただく、なおかつ提案の部分に対して、これは組合にとってライフサイクルコスト的に安くなるような提案等がございますので、そういうふうな分で提案をしていただくというふうなことでございますので、何ら事前公表したところで不利な結果になったということではないというふうに思っております。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 事前公表することによるメリットは一体何だったのか。入札そのものが今後事前公表することが当然のことになっていくと、その価格が決まってしまうから、この価格よりも飛び抜けて、あるいは会社の事情でこれぐらいはやっぱり必要な金額だと思ったって、それを出したら絶対入札に勝てるかといったら、公表された価格と同額か1円ぐらい高い価格を提示する会社があれば、そちらに落ちるに決まっておりますので、今後の契約のあり方についても大変これは転換期を示唆するものであろうかと思っ、私はこういう入札はすべきでないし、今回の入札も、そういう点では競争が幾らあると言われても、本来の入札というふうなこと、これは字引を見ましても、このように書いてるんですね。入札というものは、そもそも何なのだというふうなことを述べておりますが、入札とは、工事の請負や物品の売買、賃貸などに関して最も有利な条件を示す者と契約を結ぶため、多数の競争者に見積価格を書いた紙を提出させ、その結果を見て相手を決めること。また、その見積価格を書いた用紙、入れ札という解説、このように入札そのものについて厳密な言い方をしております。

ですから、公共団体が公のお金を使うときに、やっぱり住民の税金、これが基本になるわけありますから、その使い方が法にのっとって間違いない、公正な使い方であるというふうなことを証明するためにも、工事を請け負ってもらうところ、あるいは物品を購入してもらうところに対して、きちっとした競争原理のもとで、それをした上で業者を決めるというルールなんですね。だから、このことについて、先ほど申しましたが、価格のことは、誰でも会社経営をしてみましたらわかると思いますけれども、余分なお金は使いたくないわけです。そういう場合に、当局がそういう金額を示してくれるんだったら、それで行こうじゃないかと、こうなるのは当たり前じゃないでしょうか、そこはどうなんですか。そういうふうにはならないですか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私たちは、辞書に基づいて仕事をしてるのではなくて、法律に基づいて仕事をしております。そして、そこで使われる言葉は、法律の定義に基づいて判断されるべきであります。現に実際に総合的な評価でもって入札をするという方式は法的に認められておりますので、議員が辞書で今お示しになったのは、そのうちの一部にすぎないと、つまり法律が認めてる入札の仕方の一部にすぎないということをまずご理解いただきたいと思います。

それと、議員のおっしゃってることは、今回の入札が現に行われる以前であれば、あるいはそういったこともあり得るかというご指摘だろうと思っておりますけれども、現に入札は行われました。そして、2つのグループから応札がなされて、違う金額で提示されておりますので、現に議員が言われ

るように、価格を示せば全てそこに張りつくという結果になっておりませんので、もう既に現実
議員の議論を裏切っております。このことをぜひご理解賜りたいと思います。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は、字引というものは、いろんな行為のもとになることをはみ出さないように、こ
ういうものだということを決めて、それに基づいて法律ができるんで、法解釈がどうだとか、法律
に基づいた話にならないと議論にならないということではなくて、やっぱり日本語の意味をきちっと
体現して、それが法律として出てきておるわけでありますから、今後もこの問題は日本語の正しい
理解、解釈、それに基づいた法解釈、これは必要だと思っております。

それから、ちょっと時間が少なくなってきました。環境問題について、局長が答弁されましたが、
先ほど私が8番に申し上げました揮発性有機化合物の一覧、これが示されておるわけであります。
これをなぜ無視されたのかわかりませんが、その中にはホルムアルデヒド、それからトルエン、キ
シレン、パラジクロロベンゼン、それからエチルベンゼン、スチレン、この6種類の揮発性有機化
合物が立方メートル当たり100マイクログラム以下であることと、こういうふうにして数字を書いて
おります。ですから、今申し上げました6つのうち、アメリカの環境庁が出した報告書の中に、物
を燃やせば排気ガスの中に含まれるいろんな揮発性有機化合物、これは193種類あるんだという大変
詳細な報告がありますが、そのうちの学校で基準値以下でなければならんという、そういう物質が
3つ含まれていると。このことについてご存じなかったんですか、答弁から漏れておりましたです
が。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 答弁をさせていただいたつもりだったんですが、まずここで言う揮発性有機
化合物というのは、多分シックハウス症候群の原因となる物質が特に問題化されて、こういうふう
な規制がかかっているのではないかなというふうに思いますけども、今おっしゃったアメリカの
云々という話は存じ上げておりませんが、先ほど答弁申し上げましたのは、今回のごみ処理施
設における法規制上にかかわる排出物質の中に、こういう物質は含まれておりませんということ
申し上げただけでございます。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それでは私は学校に通う子供たちに対して、きちっとした説明はできないと思います。
このように文科省が基準を定めておるわけでありますから、少なくともこの6種類の物質について
言及し、建設されようとしている建物から出される排気ガスの中にこれは含まれることが前提で、
その基準が絶対大丈夫ですよというふうなことを言われるならまだしも、今、別のほうのこ
とは言ったけれども、それは関係ないというふうな答弁、これは学校関係者には大変不誠実な答弁で
あるし、重大問題だと思いますが、いかがですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも環境基準がありまして、基準値というのがあります。環境基準値
につきましては、その基準値を定めるに当たっては、濃度の物質に一生さらされた場合に、およそ

10万人に1人健康被害が起こるのではないかという値を基準として定められているというふうなことから、例えばごみ処理施設については、そういうおそれがあるかもわからないという、検証すべきだということで、今申しあげましたような、ばいじんであるとかダイオキシンだとか窒素酸化物であるとかと、そういう物質は規制されてるわけですし、そこで規制をされてないということについては、特にそんな健康上の被害、環境基準を犯すような物質の濃度が出るものではないというふうにされてるといふふうに理解をしております。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 今おっしゃった二酸化窒素、浮遊ばいじん、それと同じ項目で衛生基準を定めておるわけでありますから、そこをもっとしっかり把握していただかないと、揮発性有機化合物について関係ないことはないわけです。文科省も、この6種類については基準値について必ず下回っているかということをお調べなさいというようなことで通達を出しておるわけでありますから、このところはぜひそれも調べるということは当然な責務じゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 同じことになるかもわかりませんが、私ども、法で生活環境影響調査についても必須項目等がございます。それに基づいて実施をして、そこで何ら問題がないというふうなことが出ておりますので、それ以上、これらの物質、揮発性有機化合物について今回の施設から環境基準を犯すような排出がなされるというふうな認識をしております。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それから、最近、特に心配なものがあります。人体に悪い影響を与える有害物質の運び屋でありますS PMについて、周辺環境の問題ということに関連してお尋ねいたします。

浮遊粒子状物質、これはS PM、これの日本語訳なんですが、浮遊粒子状物質について、自然由来のものと焼却施設などにより人為的に発生している場合があります。PM2.5というのは、1マイクロメートルは10万分の1ですので、大変細かい物質である。さらに、PM0.1という物質もあります。これらは粒子が非常に細かく、軽いため、降って落ちて沈殿する沈降速度も遅く、風に乗って遠距離を移動いたします。肺の気道の奥深くまで達するため、炎症などの物理的な生体反応を引き起こすと言われております。自然的S PMと異なり、人為的S PMは、有害物質が結合されたり吸着されたりすると、それらは血管や体内の器官に直接到達します。そして、毒物の含有量が高かったりS PMの数が多かったりすれば急性症状を呈し、時には死をももたらします。濃度が低く、量が少ない場合でも、慢性的な健康障害をもたらします。

ごみ焼却炉の焼却過程で形成される粒子の大半は、直径0.1マイクロメートル未満の超微粒子であります。これくらい小さくなると焼却炉のろ過装置は難なく通過いたします。最新汚染防止装置、特に窒素酸化物削減のためのアンモニア噴射装置は、最も細かく、最も危険な粒子の大気排出を促進している兆候さえあると指摘されております。クリーンセンターの処理フローを見てみますと、その図の中に、5ページですけれども、矢印があって、その右に尿素と書いてあります。このことは、まさに先ほど述べたことではないでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

これは山本節子氏の著書からの引用もいたしております。そういう中で、このPM2.5、PM0.1と、これは最近、特にことしの春から大問題になっておりまして、我々も本当にいろんなことでの心配をしておりますが、こういう問題で、ごみ処理施設から出されるものに超微粒子のものが付着して、それが風に乗って舞って行って、人体やいろんな生物に影響を与えるというようなことでありますから、このことを無視することはできないし、現在のこのフローで6項目の基準をクリアしてとおっしゃいますが、それ以外のものが出ると、さっき局長がおっしゃいました。それ以外のものが出るということでもありますから、これらが現在の技術的には通過してしまうと私は見ておりますけれども、それを通過せずに、全部捕捉できて、煙突から出る排気ガスにはそういうものは含まれないというふうに言えるのか、そこのところをお尋ねいたしたいと思いますが。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） PM2.5という話題は、確かに話題として、さまざまところで言われていることでございます。しかしながら、今回につきまして、特にそのものに対して規制値があるというふうなことはございませんので、それを意識した調査等も行っておりません。今の処理フローの中で、窒素酸化物を取るときに尿素を加えると。それによって、そういうPM2.5が発生するという知識も今、私は持ち合わせておりませんが、それがろ過式集じん機を通った段階でどのようになっていくかというのも数値的に把握もいたしておりません。今後、それらが規制値として加わってくるのであれば、それに対応する施設改造、もし改造が必要であれば、施設改造等対応しなくてはならないというふうには思っております。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 いろいろと議論しましたら、時間が少なくなりました。安全宣言といいますが、安全な施設で、ちゃんとやってるんだという答弁に終始しておるわけでありましてけれども、今後、作物や魚類、昆虫、また人体などに何らかの影響が発見された場合に、この施設推進をしてきた北但行政事務組合、また管理者である中貝管理者は、どのような責任をとろうとされるのか。そういうことがなければ責任をとる必要もないわけですが、そういうことがあった場合にはどうされるのか、お尋ねします。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） ストーカ方式の処理施設というのは、既に現豊岡市でも他の2町でも持っておりますので、実は議員が言われたようなことは別に新しい施設に限らず、現施設でも同様に負っていることとございます。もし本当に施設の設置あるいは管理上の瑕疵があって、そのことが原因によって被害を及ぼすことがあれば、そのことについて、まず設置者として、つまり北但行政事務組合として、あるいはそれぞれの市町のものであれば、市町として責任を負うのは当然であります。そのことについて、なお個人的に責任を負うかどうかというのは、それはまた別の議論ではないかというふうに思います。どちらにしても、もしそのようなことが私の任期中に起きるのであれば、それは私の責任において住民との対話はしっかりと、こういうことになるかというふうに思います。ただ、ないだろうというふうには思います。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私たちは、ごみは燃やさないでも処理できるということを何度も訴えてまいりました。そういう中で、2つの問題があります。1つは、合併特例債の期限、これが平成28年に終わると言っておったのが延長されました。それから、燃やさないでも処理できる技術があるということについても検証をしていただきたいと思いますが……（ブザー音）

○議長（野口逸敏） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番谷口眞治です。2年ぶりに当議会に出てきました。よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

10月2日の提案説明におきまして、北但ごみ処理施設整備・運営事業の事業者の選定に関する客観的評価結果の公表について説明がありました。その中で、2グループが入札に参加をし、基礎審査、加点審査を行い、その結果、優秀提案者として提案内容で43点、入札価格で40点満点の合計83点で青グループが選定委員会で選定をされ、その結果に基づいて、青グループ、タクマグループを落札者として決定したという経過の報告がありました。私は、それに関連して北但ごみ処理施設整備・運営事業の事業者選定審査について伺いたいと思います。

まず、第1でありますけれども、事業者の選定方法であります。総合評価一般競争入札によるということでされておりますが、そもそも、先ほど少し触れられましたけれども、この総合評価一般競争入札とはどんな入札で、なぜ今回この方式を採用されたのかということをお聞かせをお願いします。

それから、2点目です。北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会についてでありますけれども、この事業者選定委員会と、さらにその審議状況について説明をお願いしたいと思います。

それから第3点です。審査方法について伺いたいと思います。少し細かい議論になりますけれども、お許ししたいと思います。

まず、参加資格の審査で2点伺いたいと思います。まず1点は、この参加資格をどのように確認をされたのかということをお聞かせください。

2つ目に、この参加資格において、いわゆる先ほど申しました青グループ、タクマグループですが、この株式会社タクマを含む焼却炉メーカー5社が公正取引委員会の談合審決を受けて、今現在、最高裁に上告中であるということがあるわけでありまして、その経過について把握をしているのか。さらに、こういう談合疑惑のある業者、これが今回参加しているということについて問題はないかということについて、お聞かせしたいと思います。

それから2つ目です。提案審査であります。これについては、ちょっと6点お伺いしたいと思います。

まず1点目、提案を業者から、事業参加者から受けたということでありまして、どんな提案がされたのかということで、この提案書については、いわゆる総合評価方式の中で、100点中60点を

占める大変大事なものであります。しかも、この事業選定委員会の加点審査の結果がこの間、概要等で説明がありましたけども、その結果そのものをチェックするという意味でも、大変大事なものだと思えます。そういう意味で、この点についてお聞きします。

それから、2つ目であります。基礎審査項目という項目でありますけども、これをいろいろ見るんですけども、項目がほとんどない。説明によりますと、1項目でも満たない場合は失格とするというふうなものでありますので、これがどんな項目かということについてもお聞きしたいと思えます。

それから、3点目の加点審査の項目であります。いわゆる加点審査においては、先ほど言われましたように、100点満点中いわゆる入札価格が40点で、そのほかの7項目が60点というふうなことであります。さらに、その60点の中の環境保全が4点、30年以上稼働の安全・安定処理16点、資源化7点、周辺環境3点、住民信頼6点、経済性17点、環境啓発7点、こういう配点がありますけども、そもそもこの配点の考え方というのがどういう考え方で、こういったことをされたのかということについてもお尋ねしたいと思えます。

それから、4点目です。加点審査の方法について伺いたいと思えます。いわゆる加点審査につきましては、この選定委員会、5名の委員さんで審査をされたと思うんですが、その審査方法ですね、例えば5人の委員さんが入札価格を除く7項目について、いわゆるA、B、C、D、Eの5段階評価をするということだったんですが、それをそれぞれの皆さんが評価をし、その平均値をもって委員会の加点というふうにしたのか、それとはまた別の方法でされたのか、それについて詳しく説明をしてください。

それから、5点目です。低入札価格調査基準価格という言葉ですね、今回上げられておりますが、このことについて詳しく説明をお願いしたいと思います。通常最低制限価格という、こういう概念については私も知っておったんですが、今回こういった価格が設定されたということで、この点はどういう点が違うのかということをお聞きしたいと思います。

それから、6点目です。先ほども議論がありましたけども、いわゆる予定価格、低入札価格調査基準価格、これが事前公表されたということでもあります。これが本当に適正だったかなということで、私自身ちょっと疑問を持っておりますので、この点についてお聞きしたいと思います。これまで私も、いろいろ行政の中でお聞きしておりますけども、予定価格や、またいわゆる最低制限価格に近い、こういう価格が事前公表という、こういったことは聞いたことがありませんでした。さらに、今回この中で設計監理の入札についても、こういった方法ではなく、いわゆる予定価格も最低制限価格も事前公表はされていないということですね。通常そうかなと思うんですが、なぜこれだけ事前公表なのかということについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから次に、いわゆる落札者の事業計画に基づく財政支出の削減効果についても公表されておまして、33.1%という効果が上がったんだという報告がありました。これは建設、運営のうちのどの部門での効果なのかということについて、ご答弁ください。

最後に、審査の講評であります。審査講評の中で、これもいわゆる要求水準事項に対する提案に

係ることですが、要求水準事項に対する追加提案についての評価がされておりますけども、具体的にどんな提案だったのかということがわかりましたら、ぜひ具体的にお答えをお願いしたいと思います。

以上で第1回の質問とさせていただきます。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

中具管理者。

○管理者（中具宗治） 今回の落札結果による財政支出の削減効果について、お答えをいたします。

消費税を含めました落札額181億2,405万1円の内訳は、設計・建設が92億8,200万1円、運営が88億4,205万円となっております。予定価格と比較いたしますと、設計・建設では約3億6,000万円の増、それから運営では逆に35億6,000万円の減となり、合計で約32億円の減となっております。さらに、財政支出の削減効果を何と比較するかということでございまして、今は予定価格との比較を申し上げますけれども、仮に同様の事業を設計・建設、それから運営、これも全て公設公営でやると。ただし、設計と建設は北但行政が自分でやるわけではありませんので、この部分は外に出す。運営については自分でやるという、公設公営と比較した場合の財政支出について比較を行った結果、平成25年1月に特定事業の選定をした際には6.4%の削減効果があると申し上げておりましたけれども、結果と比べますと33.1%の削減効果がある。公設公営よりも今回の方式のほうが33.1%減になると、こういった結果になっております。

一体こういう削減効果が入札の中では具体的に何によってもたらされたのかということでありませぬけれども、ざくっと言いますと、設計・建設において創意工夫をしてランニングコストを下げるという結果になってるということが言えます。つまり主要機器を高耐久性とする。その結果、そのもの自体のコストは上がりますけれども、耐久性のあるものにすることによって、後の修繕費等を下げていくことができる。このことによってライフサイクルコストを下げるができる。これが1つあります。

それから、最先端の省エネルギー設備を導入することによって、消費電力量を抑えるという提案も中に含まれております。また、同じストーカでも、より燃焼効率のすぐれたストーカを採用することによって燃焼の効率が上がりますので、灰の量が少なくなる。この灰の処分については、当然運搬費等の費用はかかりますので、それを下げるという効果に結びついている。さらに、組合の売電収入量を最大化するために、最新鋭の設備やシステムを導入する提案もありましたので、こちらのほうはむしろ収入増という形になりますので、これも結果として1市2町の負担を減らす、あるいは北但行政事務組合の負担を減らす、こういったことになってこようかと思っております。

以上、総括的に見ますと、DBO、すなわち設計、建設、運営をばらばらに入札するよりも一体化することによって、より安価な運営方法がとられるような設計・建設がなされて、そのことを通じてライフサイクルコストが下がったと、このように評価できるのではないかと思います。

その他につきましては、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、参加資格審査の中での落札者である株式会社タクマに含む談合についてのお尋ねでございます。

お尋ねいただきました件につきましては、平成11年8月13日に公正取引委員会より排除勧告が行われ、その排除勧告については応諾されなかったということから、審判手続が開始されまして、平成18年6月27日付で排除措置を命ずる審判審決がなされました。同年の7月に、これを不服として審決取り消し訴訟を東京高等裁判所に提起されるも、平成20年9月に棄却され、翌月に最高裁判所に上告されましたが、平成21年10月6日に最高裁判所がこの上告を棄却され、同日をもって審決が確定されたと伺っております。

なお、平成18年6月に出されました排除措置を命ずる審判審決に基づいて、公正取引委員会は株式会社タクマに対し、課徴金納付の命令を行いました。応諾されなかったことから、審判手続が開始されまして、平成22年11月10日付で課徴金の納付を命ずる審判審決がなされました。同年の11月にこれを不服として審決取り消し訴訟を東京高等裁判所に提起されるも、平成23年11月に棄却され、その後、最高裁判所へ上告され、現在も継続中であるというふうに伺っております。私からは以上でございます。

○議長（野口逸敏） 羽尻総務課長。

○総務課長（羽尻泰広） 私から、事業者選定審査につきまして総合評価一般競争入札方式とはということでお尋ねをいただきました。

総合評価一般競争入札は、本事業への参加を希望する者を広く募集し、また入札価格のほか入札参加者が有する高度な能力やノウハウ等、入札価格以外の要素を加えて総合的に評価し、落札者を決定する発注方式のことを言っております。事業者の選定に当たりましては、入札参加者のうち最もすぐれた提案を行った者を客観的に評価し、選定するための方法、基準等を示す落札者決定基準を定め、入札公告の際、公表をしております。

北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会は、この公表した落札者決定基準に基づき、提案書に記載された提案内容及び入札価格について審査を行っております。提案内容の得点と入札価格の得点の合計、これを総合評価値と言いますが、その合計が最も高い提案を行った入札参加者を優秀提案者として選定し、その結果を踏まえ、組合において落札者を決定したものでございます。

それで、なぜ採用したのかということでございますけれども、これにつきましては、国から循環型社会形成推進交付金を受けて、ごみ処理施設の建設を進めているところでございますけれども、交付金内示の通知におきまして廃棄物処理施設建設工事が競争、透明性が高く、公平性が確保されるよう、原則として総合評価落札方式を初めとした競争入札を行うよう指導を受けておるところでございます。

次に、事業者の選定審査についての選定方法でございます。予定価格、低入札価格調査基準価格の事前公表は適正かというお尋ねの分ですけれども、これにつきましては、予定価格、低入札価格調査基準価格の事前公表につきましては、法令上の制約はございません。入札は、本事業への参加

を希望する者を広く募集し、技術力のある企業によって技術提案を伴う競争が行われ、価格以外の要素を含め、総合的に評価し、落札者を決定する、先ほども言いました総合評価一般競争入札方式を採用しております。

予定価格、低入札価格調査基準価格の事前公表につきましては、競争が制限され、落札価格が高どまりになる等の弊害は生じたいと判断しておりますので、透明性を確保し、技術や提案内容による競争を促す観点から、事前公表を行ったものでございます。この結果としまして、落札価格は予定価格に対しまして30億4,700万円安価であったことを見ましても、適正な入札執行であったと認識しております。

前後しますけれども、もう一つ、低入札価格調査基準価格についてのお尋ねもいただきました。これにつきましては、地方公共団体の契約は、地方自治法第234条第3項の規定によりまして、経済性の原理を旨として競争入札によるべきことを原則とし、その場合、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を自動的に落札者とすることとされています。しかし、落札となるべき入札価格が不当に低価格であったときは、契約履行が不確実になるようなこともございまして、地方公共団体が不測の損害をこうむるおそれや工事品質の低下が懸念されるということで、契約内容に適合した履行を確保するために、最低落札方式の例外としまして、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、あらかじめ低入札価格調査基準価格を設け、その価格を下回る入札をした申込者に対して、入札価格の積算の根拠、当該契約の履行体制などについて調査を行い、その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行が当該申し込みに係る価格で行えると認められる場合には、その者を落札者とします。反対に、当該申し込みに係る価格で行われると認められない場合は、次の順位者を落札者とします。低入札価格調査制度においては、調査を実施する基準となる価格のことを低入札価格調査基準価格と呼んでおります。私からは以上でございます。

○議長（野口逸敏） 河本施設整備課長。

○施設整備課長（河本嘉一） 残りの部分につきまして、ご答弁をさしあげます。

事業者選定委員会とその審議状況のお尋ねをいただきました。北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会は、施設整備・運営事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の趣旨に基づくDBO方式により実施するに当たり、最もすぐれた民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、設置された委員会であります。

また、入札方式を総合評価一般競争入札としたことから、地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4の規定によりまして、総合評価競争入札を行おうとするとき、落札者決定基準を決めようとするとき及び落札者を決定しようとするときには、学識経験者2名以上の意見を聞かなければならないとされております。このことに考慮いたしまして、委員会の構成は、学識経験者3名、豊岡市、香美町、新温泉町及び北但行政事務組合職員各1名の合計7名で構成いたしました。

第1回委員会では、実施方針の策定案を、第2回委員会では、特定事業の選定、募集要項及び事業者選定基準を、第3回では、第2回に引き続き募集要項及び事業者選定基準について審議いた

いています。組合は、この審議いただいた結果を踏まえ、実施方針、特定事業の選定、入札公告及び入札説明書等の公告を行っております。また、第4回委員会では、事業者の選定のため、審査の進め方の審議を、第5回委員会では、提案事項に関する意見交換等を、第6回委員会では、加点審査を行った後に、提案内容の得点と入札価格の得点との合計値である総合評価値の最も高いタクマグループを優秀提案者として選定されました。組合は、この事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、タクマグループを落札者として決定しています。さらに、第7回委員会では、審査講評について審議いただき、組合は、その審議の結果を踏まえ、事業者選定に関する客観的評価結果の公表を過日行ったところであります。

続きまして、参加資格の確認内容についてのお尋ねをいただきました。入札参加資格の審査は、入札説明書に記載をしました入札参加者の備えるべき参加資格要件について、提出された参加資格審査申請書類及び添付書類の内容を組合において確認をいたしております。確認内容の主なものとして、入札参加者の構成等の項目においては、入札参加者は、設計、建設及び運営を行う企業グループにより構成され、ある企業がこれらの役割の幾つかを兼ねることは可能であること、また入札参加者は、構成員の中から代表企業1者を定め、代表企業は入札参加者を代表し、SPCに対する出資比率は出資者の中で最大になることなどの要件について確認を行いました。

次に、入札参加者の参加資格要件の項目においては、安定的かつ健全な財務能力を有していること、建設企業のうち建屋を建設する企業は、豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する企業を1者以上含め、さらに建屋のうち管理棟の建設を実施する企業は、豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する1者または複数の企業とすることなどの要件について確認を行いました。また、入札参加者の構成員及び協力企業の制限の項目におきましては、組合より指名停止の措置を受けている者など、入札参加の構成員及び協力企業となることができない要件に該当していないことなどの要件について確認を行いました。詳しくは、議員要求資料によりましてお渡しをした入札説明書に記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

なお、ホームページのほうでも、入札公告日であることしの1月31日より公表をいたしておるところです。

続きまして、どんな提案書であるかのお尋ねをいただきました。提案書といたしまして、入札参加者から提案書提出届、要求水準に関する誓約書、入札書、設計・建設費内訳書、加点審査項目に関する提案書及び施設概要、全体計画図等の設計図書がその内容となります。このうち加点審査項目に関する提案書の概要につきましては、去る10月2日の提案説明の際にご説明をさせていただいたところであります。

続きまして、基礎審査の項目についてのお尋ねがありました。基礎審査項目は、入札参加者から提出された提案書が評価対象としての要件が満たされているかについて審査を行うもので、この審査項目について、先ほどおっしゃったように、1つの項目でも満たさない場合は失格となります。基礎審査の項目として、入札公告の落札者決定基準にお示しした5つがあります。1つは、加点審査項目に関する提案書及び設計図書について、同一項目に対する2通り以上の提案がないことと、

提案事項間のそご、矛盾等がないこと。2つ目は、加点審査項目に関する提案書及び設計図書について、様式集に従った項目の構成や枚数となっていること、3つ目は、加点審査項目に関する提案書について、提案内容が要求水準を満たしていること。4つ目は、加点審査に関する提案書について、入札説明書等で示したリスク分担の考えとそごがないこと。5つ目は、設計図書において、設計・建設業務及び運営業務の提案内容が要求水準書に示す内容を満たしていること。この5つが基本審査の項目となっております。

続きまして、加点審査8項目の配点の根拠についてのお尋ねがありました。DBO事業者の選定に関する事務につきましては、北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱で定めており、募集要項及び事業者選定基準に関することも、こちらのほうの所掌事務となっております。事業者選定委員会において加点審査の配点については、まずおっしゃったように、提案内容の配点と入札価格の配点を決め、その後に提案内容の7つの項目についての配点を決められました。提案内容の配点と入札価格の配点は、実績と信頼のあるストロカ方式を採用したことから、入札価格をある程度重視した上で、提案内容に対しては入札参加者の創意工夫やノウハウが発揮され、結果的にライフサイクルコストの低減も期待できることから、提案内容の配点と入札価格の配点を60対40と決定されました。

また、提案内容の7項目についての配点は、ごみ・汚泥処理が停滞して、構成市町の生活環境、公衆衛生が損なわれないよう、30年以上の稼働を見据えた安全かつ安定的に処理する施設に関する提案においては16点の配点を、また運営費の低減を図るため、発電収入などを高めること、さらに地元貢献に関することなどの経済性にすぐれた施設とする提案については17点の配点をするなど、特に委員会のほうで重視した配点項目とされております。最終的に合計が60点になるよう、項目ごとに配分がなされました。

続きまして、加点審査の方法についてお尋ねいただきました。加点審査は、事業者選定委員会では提案の内容及び入札価格について総合的に審査されるもので、その審査結果の詳細は、議案にあわせて配付させていただいた資料の事業者選定に関する客観的評価結果の公表に掲載しております。お尋ねの提案内容の得点化の方法は、提案内容の7項目について各委員が5段階の評価を行い、各委員において評価の異なる箇所については議論され、最終的に委員全員の合意をもって委員会として5段階での評価を決定され、得点化をしています。ですので、平均ではございません。また、入札価格の得点化の方法では、最低の入札価格となった提案に対して満点である40点をつけ、他の入札参加者の提案については、最低の入札価格との差額を1億円1点の割合で点数換算し、満点である40点から差し引いて得点化をしています。

続きまして、要求水準事項に対する追加提案について、ご質問をいただいた件です。要求水準書は、整備する北但ごみ処理施設の設計・建設業務及び運営事業に関して、組合が要求するサービスの水準を示すもので、提案の具体的な指針となるものでございます。要求水準に対する追加提案は、組合が求める要求水準以上の事業者の創意工夫であるとか、駆使してきたノウハウを組合が示す様式に作成していただくものです。具体的には、過日、議会で提案説明させていただいた北但ごみ処

理施設整備・運営事業提案書概要版の7つの項目に対して求めた提案の内容のことです。以上です。

○議長（野口逸敏） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、再質問に入らせていただきますけれども、まず審査方法の関係で、参加資格の審査の2つ目のいわゆる落札者であります株式会社タクマの談合疑惑のこの辺の経過は報告いただきましたけれども、じゃあ、それを受けて今回、こういう参加をさせたということについて問題ないのかということをお聞きしたんですが、それについてのお答えはありませんでしたので、それももう一つお願いしたいと思います。

それから次に、提案審査の中で、どんな提案書かということで伺いましたら、10月2日に説明がされたということで、確かにこれはこういう提案があつてということであつたんですが、私が知りたかったのは、それぞれ2社が今回のこのごみ処理施設建設に当たつてのいわゆる創意工夫、ノウハウ、こういったものを持ち寄つてきたわけでありますから、これがどんな提案だったのかということをお聞きしたかったんです。それを再度お答えください。

それから、あと基礎審査項目、これはわかりました。ちょっと私はまた別項で何か項目がたくさんあつたのかなと思いましたが、そういう意味でしたら、わかりました。

それから、加点審査の関係でありますけれども、こういったこの配点があつたということはわかりましたけれども、じゃあ、そもそもこういう配点にした根拠といいますか、考え方というのが、どういふことでこういった配点になつたのか。特に60点の中の7項目がこういう配点になつてますが、これについて基本的な考え方が当然あつたと思うんですが、その辺について再度説明をお願いします。

それから、加点審査の方法ということで、私が前段申しましたように、7人の委員さんが提案内容の7項目について5段階評価されたという、そこまではあれでありますけれども、最後は全員が合意になるように検討されて、全員合意でこの点数をつくつたんだというご答弁だったんですが、ただ、この中で、7人の委員さんの中で専門家が3名というふうにおっしゃつておられましたけれども、それぞれ市町の担当課長なんかに参加してるわけですが、この辺でそれぞれの評価に対する、いわゆる専門的な判断力というんですか、こういったことがあつたのかどうかということをお伺いしていますが、それについて特に問題があつたのかどうか、この辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

それから、低入札価格調査基準価格というふうなことについては、先ほど説明いただきましたので、わかりました。いわゆる最低制限価格は、価格が設定して、それ以下だったら全部失格というふうなことですが、どうもこの低入札価格調査基準価格というのは、価格より下回つてもオーケーだというふうなことで、何かいわゆる順位が低い者から順番に、その一番近いところを採用されるというような、何か少し最低制限価格よりももう少し緩やかな価格かなということで改めてちょっとお伺いしたんですが、それについて間違いがないのかどうかということを確認させてください。

それから次に、予定価格、低入札価格の事前公表の関係でありますけれども、いわゆる法令上の制

約はないと。だから、いいんだということかなというふうに受け取ったんですが。ただ、これまで、まずきょう、管理者も副管理者もおられますので、それぞれ各市町で、そういったいわゆる予定価格、低入札価格というか、こういった最低制限価格でも結構ですので、こういったことをこれまでお仕事の中で採用されたことかあったのかどうか、この辺を事実関係で結構ですので、あったのかなかったのかというだけで結構ですので、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、さらにちょっと1点、いわゆる低入札価格調査基準価格の関係で、実は選定委員会の議事録をちょっと私も資料としていただきました。そういう中で、平成25年の1月17日の第3回の選定委員会で、この中で、入札説明書案の中で、地域経済に配慮し、低入札価格調査基準価格を設けるか事務局にて検討することというふうな宿題が何か出たようであります。ということは、この第3回のいわゆる選定委員会でこういったことが議題になって、それまでは考えておられなかったかどうかわかりませんが、こういったことがあって検討されたんかなというところが、そして、その後、選定委員会では第4回が5月まで飛んじゃいますので、どうもこの予定を見てみましたら、平成25年の1月31日に入札公告をされて、そこでは既に予定価格、低入札価格調査基準価格、こういったものが公表されたということになってるんですけども、これはじゃあ、どこで誰がこの低入札価格調査基準価格を設けるということを決定され、さらに公表されることが決定したのかというところのその辺の過程がありましたら、ぜひその辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、タクマグループの談合疑惑に対しての措置に対して、今回の入札に対して考えたかということですけども、この件につきましては、平成11年8月13日に公正取引委員会が出された排除勧告を確認をいたしまして、組合では平成11年8月23日付をもって、当組合で株式会社タクマに対して既に1カ月の指名停止処分を行っております。したがって、既にそういう措置をしたということでございますので、再度指名停止を行うという措置はいたしておりません。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

羽尻総務課長。

○総務課長（羽尻泰広） 低入札価格調査基準価格の下回った場合の見解の分ですけれども、そのとおりだと思っております。

予定価格、低入札価格の事前公表の実績の部分なんですけれども、この部分につきましては、全国地方公共団体における公表の状況ということで、これにつきましては、平成25年9月に国土交通省、総務省、財務省が発表をしております入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果についてということで、平成24年9月1日時点での予定価格について43.9%が公表され、また低入札価格調査基準価格及び最低基準価格につきましては22.1%が事前公表をされております。また、本組合事業と同様に、入札案件において同様の事前の公表を行っているところとしましては、岡山県の津山圏域資源循環施設組合、それと埼玉県のふじみ野市と5団体が予定価格の事前公表を行っておりま

す。私からは以上です。

○議長（野口逸敏） 河本施設整備課長。

○施設整備課長（河本嘉一） 先ほどご質問いただきました、どんな提案であったかについてですが、7つの基本方針に従った北但色豊かな施設整備・運営事業を実現するために、1つ目に、環境保全、公害防止対策に安全な施設、2つ目に、30年以上の稼働を見据えた安全かつ安定的に処理する施設、3つ目として、廃棄物の資源化を図り、循環社会の形成に資する施設、4つ目に、周辺環境と調和した施設、5つ目に、住民から信頼される施設、6つ目に、経済性にすぐれた施設、7つ目に、自然との共存・共生や自然環境と環境保全について考える体験と交流の場のある施設というふうな内容につきまして提案がございました。

委員会の3人の専門家の方につきましては、学識経験者3名で、お一人が環境プラントの専門家の方で、廃棄物行政の精通者であります。もう一人の方は、大気質を初めとする大気や環境工学に精通する方です。もう一人は、企業の財務、経営に精通する公認会計士の先生であります。それぞれの分野の専門の観点から検討、ご審議をいただいて、そのときにいろんなご意見はいただいて、評価の差は出ましたが、皆様方が専門的な部分でその先生の助言をいただき、皆さんの納得をいただいて、委員会の合意ができていったというような委員会の進行となっております。以上です。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 加算審査の7項目について、どのようなことから選んだのかというお尋ねがございました。それにつきましては、実は平成18年度において広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画というものをつくりまして、今回の施設をつくるに当たって、どのような視点で整備をしていくかというふうなことを6つの項目でつくりました。基本方針、採点項目と同じですけども、環境保全、公害防止対策に万全の措置を講じた施設とする云々というふうな6つの項目で整備をしようという方針を決定しました。それに今回、特に36.6ヘクタールで環境拠点とするということと、あと地域の地域振興計画の中に周辺の整備計画等をぜひやっていただきたいというふうな要望もあって、環境啓発機能等の整備計画及び施設周辺環境の保全という項目を追加して、その7つの項目について、いろんな視点を設けて評価項目としたというふうなことでございます。

それともう一点、今回の低入札価格調査基準価格を設けるか云々かのことについて、第3回の委員会において事務局のほうに委ねられたということでございます。特に今回の入札に関しましては、地域経済の活性化という部分と、30年間の安全・安心な施設稼働ができることというのを先ほど答弁させていただきましたけども、重点的に考えてやるというふうな中で、地域経済活性化の中でのあり方について、委員会としてどういうふうに考えて、この低入札の公表をするかどうかということについて、いろんな議論がありました。そこで、このことについては組合側の判断でいいというふうなことに相なりまして、私どものほうで協議をさせていただいて、この公表をすることによって、30年間の安全・安心な施設ができるというふうなことが担保されるのではないかとというふうなことから公表するというので、最終的に組合側で決定をさせていただいたというふうなことで

ざいます。

○議長（野口逸敏） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 再度、提案審査の関係をちょっと。るるそれぞれ説明は、確かにその項目については承知をしておりますので、ただ、私が知りたかったのは、各社からどんな提案があったかということなんです。実はこれはいわゆる資料請求をしていただきました。ところが、見れば、全く青グループのほうからの提案については、ほとんど黒く塗り潰してある。さらには、もう一つの赤グループからは、とうとう提出もされてないというふうなことで、本当に選定委員会の皆さんがしっかりと評価して、こういうことで厳正にされたというふうなことはよくわかるんですけども、私たち議会議員として、この辺が本当にしっかりとされたという、これを確信を持つためにも、ぜひこの2社の、2グループからの提案書、それで、これがどうだったのかなというところは大変関心があるわけでありまして。これがなぜ提出なり黒塗りということになってるのか、これをひとつ伺いたいと思います。それが1点です。

それから、ちょっと第3回の選定委員会で低入札価格調査基準価格、これについてが議題に出たということですが、これちょっと確認させてもらいたいんですが、いわゆる第3回の選定委員会までは、組合のほうとしては低入札価格調査基準価格、これをいわゆる公表するというような考えでいたのか、それともこの第3回の選定委員会で委員さんからご提案があってから初めて検討されたのか、その1点だけ伺いたいと思います。以上、この2点。それから、ちょっと次にもう少しありますので、よろしくをお願いします。

いわゆる落札者の事業計画に基づく財政支出の削減効果ということで管理者のほうから説明がありまして、運営関係では35億からの減額効果があったんだということなんですけども。ただ、ここでちょっと気になるのが、運営事業による削減が35億ということになりましたら、先ほどいろいろランニングコスト、耐久性のあるものとか、いわゆる消費電力量の減とか、いろいろ工夫があったと思うんですけども、ただ、一番心配は、この運営事業については地元の方々を雇用するという、こういう部分も何か大きな狙いもあるようでありまして、この辺に対する人件費の影響というのは、減額することによってあるのかどうかということがちょっと気になりますので、その辺の影響があるのかどうかについて、ひとつお答え願いたいと思います。とりあえず。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 提案書の公表につきまして、お答えをします。

まず、今回の入札に関しまして入札説明書でお示しをしてるわけですけども、今回の提案書にかかわる著作権については入札参加者に帰属するというので、入札参加者のものがございます。この入札説明書に対する質問回答ということもやらせていただいたわけですけども、事業者のほうからは、落札者の提案書には企業の市場競争力の源泉となる技術ノウハウ、情報等が多分に含まれることから、公表する場合、事業者の同意を得ていただくことを前提と考えてよろしいかということの問い合わせも実はございました。

先ほど入札説明書にありましたように、著作権については事業者側にありますので、私どもの答

えとしては、公表することにより企業の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報については開示しませんというふうなことをお答えをしているというふうなことでございますし、この著作権、知的財産について、もしそういうふうなことを犯した場合には、損害賠償の請求も受け得るというふうな条項も実はございます。したがって、今回、要求資料の中にもお示しをしておりますけれども、赤グループであるところの提案書の内容について開示してもいいかどうかという確認をとらせていただいた結果、それは困るというふうなご回答でございましたので、そのような結果になったというふうなことでございますし、現在のタクマガグループについても、資料としてお渡ししている範囲内の情報提供だというふうなことでございました。

それと、低入札の基準価格等の公表の話ですけれども、もともとこの事業については性能発注方式ということでございますので、最低制限価格というものは設けることができないというふうなことになってます。これは環境省からの通知でもあるわけですが。ただ、私どものほうの考え方として、30年以上運転するという、十分信頼の置ける施設づくりをしていただきたいというふうなことで、話題としては当初からこういうふうな価格の公表あるいは入札予定価格の公表についても議論として私たちの意見の中には持っていたというふうなことでございます。

それと、運営事業の雇用の賃金への担保の話ですけれども、当然人件費について幾らぐらいを想定しているという内訳書も出ております。我々としては、職種によって、それぞれ賃金体系も異なりますし、雇用関係が異なりますので、よりどころになるのが最賃法の関係だろうと思っておりますけれども、それらの法令遵守ということで、運営段階においてもモニタリング等をして、そういう賃金体系が法令に違反していないかどうかを確認をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（野口逸敏） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃあ、低入札価格調査基準価格、ちょっと先ほど性能発注方式であるから制限価格はもともと想定してなかったという、これは環境省の指導ということで、これは間違いないですね。そしたら、少し低入札価格と制限価格というのは極めて似通った概念だと思うんですけどね。いわゆる国のほうからは、よくないぞと言われながら、今度採用されたという、この辺のところは、それをあえてしたということは、特にそれ以上の何か理由があったのかどうか、その辺をちょっと、もしありましたらお答え願いたいと思います。

それから、地元の業者のいわゆる雇用の関係ということでは、内訳書も提出させてるんで影響はというようなちょっと話、基本的には最賃法というようなことがちょっと出たんですが、この30億という大きな金額ですので、20年間の。だから、この辺のところは本当にしっかりと担保ができるのかというのが一番気になるところでありますので、この辺については何か具体的にこれはこうだよという条件というんか、そういうものをつけているのかどうか。なかったらなかったで結構ですので、その辺ちょっとお願いします。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 低入札価格調査基準価格と最低制限価格のことについてですけれども、もともと

と性能発注方式ですから、業者さんのほうから、こんなものを幾らだったらつくりますよと言ってこられるもんですから、これは極端に安いもんであっても、それでできると言ってるんだから、いいじゃないかという、そういう発想になるわけですけども。ただ、私どものほうは、この地元のほうにも安心・安全な施設をつくります、なおかつ30年以上稼働させていただきたい、よりいい施設をつくりたいということを思っておりますので、ある種ダンピング等を防止させる必要があるんじゃないかというふうな考えと、逆に価格競争だけをさせるんじゃなくて、提案内容60点、これお金に直しますと60億になるわけですけども、1億1点という総合評価をしておりますので。そこで、いい提案をしていただいて、トータル的なライフサイクルコストを上げていくほうが好ましいという考え方に基づいてやったというふうなことでございます。

それと、賃金の話ですけども、当然総枠の金額が出ておりますので、それらがどういうふうなことで推移していくのかというのは、先ほどご答弁させていただきましたけども、モニタリングをさせていただいて監視するというふうなことを考えております。

○議長（野口逸敏） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと1点忘れてました。提案書の関係です。これは、結局事業者のほうから著作権にかかわるということで一切公開ができない、なおかつ文書の提出がないというふうなことでですけども、こういったことであつたら、じゃあ我々は何を議論していいのかな。じゃあ、このままだったら、事業者、それからいわゆる選定委員会の選定結果、これをそのまま信じるということかな。これ以上、これが本当にどうだったかという検証が全くできないというふうなことで、これでちょっといいのかなということが大変気がかりなんです。だから、この辺は、例えば内容なんかもほとんど全部黒塗りですって、もともとそんなにもっと公表してもいいような部分もあるわけですけど、何かこんなことではちょっと話にならんという感想を持ってるんですが、再度その辺、管理者で結構ですので、ちょっと感想をひとつお聞きしたいと思います。

それから、再度いわゆる予定価格と低入札価格調査基準価格、これの事前公表の関係ですが、実は平成20年の3月31日に総務省の自治行政局長と国土交通省の大臣建設流通政策審議官、この2人のお名前で公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通達があるんですけども、この中によりましたら、要するに予定価格も最低制限価格も、その事前公表するという弊害があるんで、できるだけ公表の取りやめをする、こういう対応を求めている文書があるわけですけども、どうなんでしょう、今度これを議論されるときに、この文書そのものをご存じの上で今回決定されたのか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） その部分について感想と言われましたので、このごみ処理施設はストーカー方式ということで、相当長い経験と技術の蓄積を持っていますので、まだこれからどうなるかわからないという技術ではない、極めて安定した技術がベースになっています。その上で、どっちがいいのかという議論でありますので、まだ海のものとも山のものともわからないものについて、本当にそ

れでいいのか悪いのかというような心配はまず基本的に要らないと。ストーカは、きちっと日本中で動いてる、あるいは世界でも動いてると、こういったことがまずベースにあります。その上で、さまざまな工夫が上乘せの的になされて、その総和として、より安く、より効率的なものを提案なされているわけでありますけれども、その辺の一つ一つについて、本当にそれが実施できるかどうかまでのチェックは、これは選定委員会においてもなされていないと。

しかしながら、それぞれの専門家がチェックされておりますので、本当にできるかどうかというのは、やってみないとわからないわけでありますけれども、とっぴな提案ではないと、実現可能な提案であるという判断が専門家によってなされている。それから、その上で業者は決まってるわけでありますけれども、今度いよいよ契約をして、実際の設計がなされる、それは配置も含めて設計がなされる段階におきましては、今度はパシフィックコンサルタンツという、要はこちら側に立ってチェックする企業が選定をされておりますので、そこが専門的な立場から、本当に言ってる能書きどおりの設計になっているのかどうかはチェックがなされる。これが2番目のチェックです。

さらに、最終的にそれができたときに、私たちは、これこれの基準を最低限満たせと言って、向こうはそれに上乘せをして、それだけの性能を達成しますというのを約束してるわけでありますから、実際に試運転をしてみて、その目的、水準を達成しなければ返品をする、受け取りを拒否をする。そして、きちっとしたものが達成できるのを待って受け入れるというふうに三重のチェックがなされますので、全体としてのチェックの仕組みというのはしっかりとなされてるというふうに思います。仮にこれを一つ一つ今、議会にお見せをして、あるいは私たちがこれをチェックしてみたところで、そもそもできるのかということもございませう。だからこそ専門家がそのところを見るわけでございますので、今申し上げましたようなところからいいまして、本来法的に著作権が応募者の側にあるということですから、それを法的に尊重することについては特に問題ないと、このように考えております。

○議長（野口逸敏） 暫時休憩をいたします。再開は午後1時。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（野口逸敏） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

午前中の2番谷口眞治議員の質問に対し、答弁を願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議員指摘の予定価格等の公表につきましては、その価格が目安となって談合、競争が制限される、あるいは高どまりになるというふうなおそれがあることから、そういうことの採用については慎重にというふうな文書について承知いたしているところでございます。私どものほうは、この施設自身が、何度も申し上げておりますように、30年間の施設稼働を前提としておることから、低価格でやられた場合に疎漏な工事が行われたり下請業者等にしわ寄せが来たりというふうなことのおそれがあるために、そういう調査価格を設けたというふうなことで、事前公表してる自治体、先ほどにも答弁をさせていただきましたけれども、24年9月1日現在の調査時点でも

43.9%の自治体で事前公表されてるというふうなこともありまして、事前公表をさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（野口逸敏） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それぞれ私が指摘をしましたことになんかについても検討されたということでありまして、実際の中では、なかなかそういったことについて理解がしがたいなという思いをしております。今議会につきましては、この後でも、いわゆる議論されると思いますが、第7号議案で北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結を本日決定するという大事な議会が控えております。私は、先ほどいろいろ質問する中で、まず1点目が参加事業者の提案書が著作権というふうなことで黒塗り、さらには提出がないと、こんな自体が出ています。これを選定委員会がした評価をそのまま認めるということでは、これ自体議会の権能であるチェック機能が果たせないということで、この提案内容が不明のままに審議が進んでいるのかなということで大変疑問を持っているということが1点です。

それから2つ目には、青グループの低入札価格調査基準価格、これを1円オーバーする172億6,100万1円というこの入札でありますけれども、これは入札価格得点40点満点となっております、総合評価の83点を大きく押し上げた大きな要因であったということは、これは選定委員会の審査講評でも認めているというところでもあります。この低入札価格調査基準価格1円オーバーの入札は、予定価格、低入札価格調査基準価格の事前公表がなければできなかつたという結果ではないかなというふうに思います。そういったことで、これが適正な競争価格ということが行われたということについては、私は極めて疑念が残るということ、この2点を指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（野口逸敏） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

次は、15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 皆さん、こんにちは。豊岡市議会、峰高正行です。どうぞよろしくお願いをいたします。

早速ですが、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、構成市町の既存施設における運営、処理方法の相違は、今回の施設建設運営事業者の決定により、どのようになるのか。また、運営事業者より、どのような提案がなされたのか、お尋ねをいたします。

まず、廃棄物処理手数料についてですが、現状は、20キロ換算にすると、豊岡市260円、香美町、新温泉町は200円であります。この件に関しましては、以前にもお尋ねをいたしました。運営事業者が正式に決定した後、その落札金額も考慮に入れ、決定したいとのことでした。今回、落札額は最低落札価格プラス1円ということで、財政支出の削減効果は当初予想の6.4%から33.1%となり、構成市町の財政的負担も大きく軽減されることになりました。私は、この軽減効果の一部を手数料引き下げにより直接市民に還元すべきと考えます。20キロ200円、それ以下に引き下げるべきと考えますが、当局の方針をお尋ねいたします。

次に、処理可能な可燃物の大きさや処理困難物の処理方法については、構成市町で現状分析を行い、処理困難物の品目を決定し、入札公告を行うが、事業者から処理することが可能であるとの提案をいただいた場合は、処理困難物の品目について改定をしていきたいと考えているとのことでしたが、今回、事業者からの提案は何かなされたのかなされなかったのか、お尋ねをいたします。

次に、廃プラの取り扱いについてはどのようになるのか。前回の答弁では、時間的余裕があるので、2町と組合で協議していくとのことでしたが、事業者が決定し、施設建設が進んでいく中、今回の事業者は受け入れる、受け入れない、どちらを前提に施設建設を進めるのか、あるいはどちらに決定しても施設自体対応可能なものか、お尋ねをいたします。

次に、事業者選定に関する客観的評価結果についてお尋ねをいたします。

事業者選定委員会の評価した事項の一覧の項目について何点か質問をいたします。

まず、環境保全・公害防止対策に万全な施設の悪臭等の保証値についてお尋ねをいたします。要求水準よりすぐれた提案となっていますが、この数値は現場で働く人にとって苦にならない数値なのか。悪臭については何を保証している数値なのか、お尋ねをいたします。

次に、30年以上の稼働を見据えた安全かつ安定的に処理する施設についてお尋ねをいたします。ごみ量の変動対応として、効果的なピット、貯留対策が提案されているとなっているが、どのようなことか。また、リスク管理とは、どのようなことを想定しているのか。また、財務の健全性の確保における不測の事態とはどのようなことなのか、お尋ねをいたします。

次に、21年目以降の大規模な更新工事を実施しない提案とはどんなものか、お尋ねをいたします。

次に、住民から信頼される施設について。今回、施設を災害時の避難拠点に整備するわけですが、どのような位置づけなのか。豊岡市の森本・坊岡地区の災害避難場所なのか、それとも1市2町が利用できる避難拠点なのか、どのような避難施設として整備をするのか、お尋ねをいたします。

次に、経済性にすぐれた施設について。非常に多くの地域住民を雇用する提案とありますが、どのような提案なのか、お尋ねをいたします。

また、地域採用者の技術レベル向上、障害者の就労モチベーション等を考慮した教育システムとはどのようなものなのか、お尋ねをいたします。私は、雇用に対する提案は、住民から信頼される施設の項に記載されるべきもので、地域住民を多く雇用することが経済性にすぐれた施設となつては、賃金などの待遇が心配でありませんが、いかがなものでしょうか。

次に、運営に関し、地域企業に54億円の発注を想定しているとあるが、高額入札の赤グループでも45億円の発注の想定になっているが、本当にこのようなことが可能なのか。どのような提案の違いがあるのか、ご説明をいただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、まず手数料についてお答えをいたします。

入札の結果によりまして、当初の見込みよりも費用が減ることになりました。これは、そのまま

特に運営費の減額が大きいわけでありますけれども、これは実際施設が稼働した後の年々の市町の負担金の減のほうに働きます。したがって、各市町では、ごみにかかるお金が減りますので、その分教育であるとか福祉であるとか、ほかのものに使うことができ、まずその形を通じて市民、町民への皆さんへの還元が行われることとなります。議員のお尋ねは、直接搬入されるごみの手数料についても減額したことを反映して、低く設定してはどうかといった、こういったご提案を込めてのご質問でありますけれども、平成27年度の中旬を目途にコスト等も検討した上で、最終的に決定したいと考えております。

ただ、ちなみにこれはご参考までですけれども、平成23年度における豊岡市のごみ処理費用は、20キログラム当たり350円程度かかっておりますけれども、手数料は260円しかいただいてないと。この350円と260円との差は何なのかというと、結局は市民の税金で賄われてるということになります。したがって、この手数料を低く抑えれば抑えるほど費用との差が大きくなり、その分を持ち込んだ方以外の市民の、持ち込んだ方も含まれますけれども、市民全体が別途肩がわりするという、そういう構造になりますので、やみくもに下げればいいということでもないだろうというふうに思います。受益と負担の適切な関係がどうなるのかということも踏まえながら、先ほど申し上げましたように、27年度の中旬ごろに整理をしたいと、このように考えているところです。

それから、廃プラについてのお尋ねもいただきました。産業廃棄物であります事業系の廃プラスチックにつきましては、原則排出者の責任において処理されるものであること、また新施設で受け入れますと、産業廃棄物処理事業者への圧迫にもつながりかねないこと、こういったことから、基本的には新施設では受け入れを行うべきではないというふうに考えております。ただ、現実に構成町の中で十分この点についての議論がなされていなかったということに鑑みて、引き続き2町において、議論をしていただきたいこと、またそのことも踏まえた上で、当組合とも協議を行った上で決定をしたいということをごをこれまでこの議場でも申し上げております。

なお、施設自体は2町の事業系廃プラスチックの排出量が1日当たり2トン程度でございますので、単に能力ということだけでいけば、それを受け入れたとしても、施設としては受け入れは可能であるということになります。あとは政策として受け入れることはどうなのかという議論が今後に残されてる、こういったことでございます。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それでは、私からは、まず処理困難物の処理方法に対して事業者から提案があったかということでございます。処理困難物については既にご説明申し上げており、その項目について1月31日に入札公告を行いましたけれども、その中に、現在お示しをしております処理困難物について内容を記載しております。事業者から処理をすることが可能かというようなことを提案として求めておりません。項目の中で、そのことに対して触れられたかといいますと、そのことについて特段触れられておりませんので、提案はなかったということでございます。

いよいよこの事業者と実施設計に移ってくるわけですが、今後におきまして、現在お示しを

している処理困難物の中で処理ができるものがあるのかないのかということについて、実施設計段階で協議をして進めていきたいというふうに思っております。

それと、要求水準よりすぐれた提案であるが、従業員にとって苦にならない数値なのかというふうなことをご質問いただきました。作業員の作業環境につきましては、要求水準書に本施設の運転管理に関し、作業の安全と作業環境保全に十分留意すること、関係法令、諸規則に準拠して安全・衛生整備を完備するほか、換気、騒音防止、必要照度の確保、作業スペースの確保を考慮し、有害ガス対策を完備する。また、作業環境中のダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に定められている管理濃度である2.5ピコグラム-TEQ/立方メートル以下というふうに求めております。

排ガスの影響につきましては、自主基準値である要求水準より厳しい自主保証値を設定し、運営されるように提案されておりますから、生活環境影響調査により確認された環境基準を満足した環境よりもより安全・安心な環境となります。

また、労務環境の提案につきましても、障害者雇用を提案されておりますので、それらの中で十分に配慮された施設であるというふうに考えておりますけれども、今後、実施設計段階において協議する中で、より優しい施設になるよう求めてまいりたいというふうに思っております。

次に、30年以上の稼働を見据えた安全かつ安定的に処理する施設の中で、財務の健全性確保における不測の事態とはどんなことかというふうなお尋ねでございます。私たちが想定しております不測の事態といいますのが、想定外に機器が劣化する、あるいはそういうことによって臨時的に補修あるいは更新をしなくちゃいけないというふうなことが発生した場合、あるいはある程度の想定はされてるわけですが、想定を超えるような大規模改造等が必要になる場合を想定をしております。そういう場合が起こったとしても、資金不足が発生しないよう、代表企業からの融資であったりとか、追加出資に加えて金融機関から融資を受けられる仕組みを構築して、万全の資金支援体制の確保がなされております。

それと、21年以降の大規模な更新工事を実施しない提案とは、どんな内容かというふうなお尋ねでございます。21年以降大規模に想定されるという部分が、大きな部分でいえば過熱機本体であるとか燃焼装置等を大規模で改修する工事費の負担の大きいものになりますけれども、それらの更新時期を委託期間の後半に分散して既にやってしまうというふうなことや、主要な機器を高耐久性仕様にするすることで、30年間は補修しなくてもいいとか、あるいは補修回数の頻度を少なくするというふうなことで、21年目以降の組合に係る機器の故障リスクと費用負担の軽減ということで提案があります。要求水準の事業終了時の引き渡し条件として、本施設が事業期間終了後も継続して運営をいたしますので、それに支障のないようにということで、後の10年間について、さきの20年間に要した費用と同程度の費用の補修費でもって運転できるようにというふうなことを求めております。

それと、地域企業に対する54億円の発注は可能なのかというふうなことでございます。地域企業への発注想定額54億円については、運営期間20年間にわたる地域住民の雇用に対する人件費が大きな内訳になります。そのほかには、建築設備の定期点検、補修費、植栽管理や施設内清掃などの業

務委託費、薬品、灯油、こん包資材などの用役費、水、アルファ化米などの災害備蓄品の購入費、工場内の障害者雇用とは別に、清掃業務を想定した障害者委託業務、備品、作業被服、保護具などの消耗品費、車両維持費などで行うというふうな提案がございました。これらの約束事の提案に対しましては、組合のほうは定期的にモニタリングをして確認をしたいというふうに思っております。赤グループとの差があるのに、こんな約束ができるのかというふうなことですけれども、それぞれ見積もり、あるいは内容等に違いがございますので、一概には言えないというふうに思っております。私からは以上でございます。

○議長（野口逸敏） 河本施設整備課長。

○施設整備課長（河本嘉一） 私のほうからは、残りの部分について回答をさせていただきます。

効果的なピット貯留対策とはどのようなものかについてお尋ねをいただきました。繁忙時の一時的なごみ量の増加にも、安定した施設運営ができますように、要求水準で求めておりました7日分を上回る約14日分のごみ貯留が可能なピット容量の提案がございました。

続きまして、リスク管理で想定しているものについてのお尋ねがありました。リスクについては、受け入れごみの質に起因する事故等のごみ質変動リスク、ごみ量の変動による費用上昇等のごみ量変動リスク、水害、地震、火災、停電等の災害リスクなどを想定いたしております。

続きまして、避難拠点について、どのようなものかのお尋ねがありました。ごみ処理施設の機能を生かし、避難所の拠点施設として提案があった内容は、管理棟及び工場棟の居室部分を開放し、避難所として避難スペースを確保することができること。管理棟及び工場棟は、大地震動に対しても比較的小さな損傷でとまる設計とされるので、地震後においても確実に避難拠点としての機能を発揮することができること。

また、避難拠点として必要な電気、水、通信機能を自立供給でき、食料など生活必要物資も確保され、さらに障害のある方や高齢の方に対して車椅子や大人用の紙おむつ、女性の方や子供に対しては、生理用品や粉ミルクなどを備蓄することができることなどの提案がございました。

今後は、実施設計の協議を進めるに当たりまして、避難拠点としての位置づけなどについて、豊岡市防災課等とも協議をしてまいりたいと考えております。

続きまして、多くの地域住民の方を雇用する提案とは、どのような提案かというお尋ねをいただきました。地域に根差した事業運営を推進するため、運営開始後3年目までに59名を、3年経過後には全従業員に当たる60名を地元を含む構成市町の住民の方で雇用する提案となっております。また、障害者では、そのうち6名以上の雇用となっております。

続きまして、地域採用者の技術レベルの向上、障害者の就労モチベーション等を考慮した教育システムについてのご質問をいただきました。地域採用者の技術レベル向上では、監理、事務職員及び運転員を対象として従業員のキャリアを4段階に区分し、段階に応じた教育を計画して、技術レベルの向上に努めるものとなっております。

障害者の就労については、就労時の安全の確保のため、精通した障害者職業生活相談員を常時配置し、作業環境を整備すること。通勤時の利便性と安全性の確保のため、障害者用シャトルバスで

の送迎を実施すること。就労モチベーションの向上として、懇親会、従業員の旅行等のレクリエーションを導入し、施設外でのコミュニケーションの充実を図ること。就労ニーズに適した雇用の実現のため、社会福祉法人とよおか福祉会但馬障害者就業・支援センターとの連携及び就労後6カ月間の当センターのジョブコーチの派遣による業務習得など、障害者の働きやすい就労環境を創出して、就労モチベーションの向上に配慮するものとなっております。

最後に、雇用に対する提案は、住民から信頼される施設の項目に記載されるべきではないのかというお尋ねをいただきました。提案に対する加点審査は、1提案1つの項目での加点として、1提案に対して2つの項目での加点となる二重計上をしておりません。お尋ねのとおり、雇用に対する提案は住民から信頼される施設にも関連があるものと考えられますが、地域での雇用確保は、地域経済活性化のため必要なものと捉えて、経済性にすぐれた施設での評価項目といたしているところです。また、施設従業員の賃金などの雇用条件につきましては、最低賃金法に照らし合わせ、組合の責任においてモニタリングを実施することとしております。以上です。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 1点答弁漏れがございました。悪臭は何を保証している数値なのかというお尋ねをいただいております。特に通常のごみでありますと、ごみピットの中の空気を抜いて燃焼のほうに持っていくわけですけれども、今回、汚泥を混焼するというので、提案では汚泥について汚泥の専用受け入れ室を設けるというふうなことを提案をいただいております。汚泥のにおいのごみのにおいということを完全に分離をしまして、安全に配慮した作業環境をつくるという提案でございます。特にそのことに対する提案では、汚泥由来の硫化水素が発生する可能性もあります。したがって、その基準値、これは硫化水素というのはにおいがあるものですが、10ppmというのが規制にあるわけですけれども、それよりも厳しい5ppm以下にするということで、オゾン脱臭を設けてやるということで、オゾンによる酸化力で悪臭等を除去して、脱臭して無臭化するというふうな提案があったというふうなことでございます。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 何点か再質問させていただきたいんです。

まず、廃棄物の処理手数料、今回、落札価格が低かったから市民に還元したらということに関しては、想定どおりの答弁だったんですけども、せっかく新しい施設ができたときに、やっぱり市民の方に何かPRできるもの、目に見えてPRできるもの、確かに各市町の財政的負担は減りますから、その分どこかにお金が回ってるということは間違いないと思うんですけども、それでも、やっぱりせっかく新しい施設ができて、運営費も安くできるというところを、市民の皆さんに今回こういうことができましたということをよく理解できる形で還元するというのは、私は一つのいい方法じゃないかなというふうに思っているんですけども、そのあたり、確かに現在の施設では350円のものがかかっているのを260円ということではありますけれども、実際にじゃあ豊岡市の260円にすれば、香美町、新温泉町については料金の値上げという形になってきますので、そのあたりもう少し、最低でもといたしますか、現在ある香美町、新温泉町に豊岡市の金額を合わせるとかというよ

うな方法でちょっと考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） この施設を利用することになりますので、まず統一はこれは当然しなければいけない。ただ、その際に、どの水準に設定するかというのは、先ほど申しあげましたように、受益と負担の適切な関係をこれは構築する必要がある。先ほど申しあげましたけれども、持ち込みで来られる方々は、普通の多くの住民はごみを出すところに持っていかれて、それで収集されますから、実際は払っておられないわけです。直接持ち込まれる方には、もちろん普通一般の住民もありますけれども、多くの事業者が持ち込むことになる。その差をなぜ一般の市民の、あるいは町民の税でもってカバーしなければいけないのかという問題がどこまでも残ることでございまして、基本的に全額を求めるということには恐らくならないとは思いますが、受益と負担の適切な関係というのは、これを第一義として検討すべきものと、このように考えております。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 そうではありますけれども、例えば私は豊岡市の市民なんですけれども、香美町、新温泉町さんからすると、持ち込む例えば距離ですとか持ち込みへの時間とか、そういったものが実際一つの施設にすることによって延びてくる。当然歩いていくわけじゃないですから、車を使ってガソリンを使えば、その分だけ高くつくわけですから、そのあたりは私は考慮しても別に問題ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これは受益と負担の考え方があるとおっしゃいますけれども、実際にそういう考え方でいけば、せつかく安く落札してもらったのに、香美町、新温泉町なんかからすると、そういう負担増ということが懸念されるんじゃないかなと思いますが、そういうことはないでしょうねといえますか、それはやはりちょっと避けていただきたいなというふうに思うんですか、いかがですか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 平成27年度ごろに決定をしたいと思っておりますので、今の議論をそこまで覚えてるかどうかわかりませんが、ただ、安くついたというのは、予定価格と比べて安くついたというだけでありまして、何か今払っているごみ処理施設に比べて、ぐんと下がるということではないということもぜひご理解いただきたいと思っております。施設は、はるかに高性能になっておりますし、排出基準等も相当厳しくなっておりますから、コストはむしろ上がる方向にあるということもございまして。

それから、今2町と1市との比較で言われましたけれども、先ほどの現実にかかっているコストと例えばどこかの業者が持ち込まれた金額との差というのは、これは豊岡市と2町との比較だけではなくて、同じ新温泉、香美町の中の方でも、つまり差額を持ち込まれた方以外の町民が負担をするという、こういう構造には変わりはありません。そのこのところをどう考えるのかということも大変重要なこととございまして、一元化することは当然、それから今の費用に比べて余り大きくなるというのも、当然大きな変動があり過ぎるといっても、これはできるだけ避けることができるのであれば避けなければいけないと思っておりますから、そういったことの総合的な判断として決定をしたい

というふうに考えております。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 それで、いい方向で考えていただきたいなと思います。ごみ袋の値段まで下げれとは主張しませんし、持ち込みの手数料ぐらい何とか頑張って下げただけじゃないかなと思いますので、期待しておきます。

続きまして、処理困難物の件なんですけども、これ今回、入札公告に記して提案を求めてないというようなお話だったんですけども、これせっかくの機会なのに、なぜ提案を求めないのかなと。実際に処理困難物が1市2町ではそれぞれ違って、実際に今よりも現実不便になるというところが特に新温泉町、香美町においては出てくるんじゃないかということが懸念されるんですけども、私は、そういったことにもう少し目を向けていただいて、提案を求めればよかったのになというふうに思いますが、今さらそんなことを言ってもしょうがないということですので、これについてはこれ以上議論しませんが。

次に、廃プラの取り扱いについてですが、これ今、話を聞きましたら、もう廃プラを受け入れないという決定があるということで理解させてもらっていいのかという点、ちょっとお答えいただきたいんですけども。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 策定した計画上は、受け入れないという計画になっております。ただ、香美町、新温泉町側において、十分このことについて議論を踏まえた結論が出されていないということが議会の議論の中で明らかになりましたので、改めて再度それぞれの町の中で議論をしていただき、その方向性を踏まえて北但行政事務組合との協議をし、決定をしたいということを申し上げるところです。現在の計画そのものを特に容量を変えなくても、先ほど言いましたように、2トン程度のものであれば容量としてはこれは受け入れは可能でありますから、したがって、計画そのものを特に現時点で変える必要はないと。2町での議論も踏まえた上で決定をしていけばいいものと、このように考えているところです。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 今ちょっと聞けば聞くほど、どういうことだろうというふうな疑問が残るんですけども、要するにもう既に新施設では受け入れないという決定がなされていると。これは既定の事実であって、それを2町に持ち帰って、その2町のせっかく管理者さんいらっしゃいますので、せっかくの機会ですから、ちょっとお尋ねをしておきたいんですけども、どういう議論をされるのか。要するに新施設では確実に受け入れないという決定がなされながら、議論がされていないから、それに対する理解を求める議論というのか、それを求められているんですけども、どういう議論というか、そういったものをこれから展開されるのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

○議長（野口逸敏） 暫時休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時37分

○議長（野口逸敏） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 失礼しました。それでは、どういうふうに議論されるのか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。要するに確実に受け入れないという決定がなされてるのに、何を議論するのかということですけど、その議論の起こる余地とか相談する余地なんかはないんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 既に議会でそのことははっきりと過去にも表明させていただいてるところでありますけども、仮に2町の中での議論も踏まえ、北但行政事務組合とも議論をして、そして2町については受け入れるのが妥当であるということになれば、計画を変えれば済むはずでありますから、つまり変えるか変えないかというための前段の議論をしていただくということであります。先ほど言いましたように、ここにいるのは町長がおられるのではなくて、副管理者でありますので、町の中での町長としての発言というのは町議会の中でなされるべきだということで、先ほど少し申し上げてるところです。したがって、あとは2町の中で適切な議論がなされ、それからその進行状況も踏まえて、2町が決まれば決まるということではありませぬので、あくまでも受け入れ主体は北但行政事務組合でございますから、そこでの議論をすべきだと。

それと、これまで申し上げてまいりましたけれども、豊岡市においては大変な議論を踏まえて、相当な反発も当局が受けながら、廃プラについてはこれは受け入れないということを一貫した経緯がございますので、当然それとのバランスをどう考えるかといったことも課題としてはある。しかし、いずれにしても、議論が十分なされてないということがございますので、それについては改めて、計画としては今それをあえて変えるとか変えないかを決定する必要はございませんので、言うなれば、つまり計画は当面このままでいくけれども、最終的にどうすべきかについてはペンディングの状態になってると、このようにご理解賜ればと思います。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 どういう結果になるのかわかりませんが、しっかりと議論していただきたいというふうに思います。

続きまして、環境保全、公害防止についての悪臭等についての話なんですけども、これは私もよくわからないんですけども、悪臭というものが数値が保証というか、あらわされるものなんだろうかということがどうしても疑問に起こります。特に実際にどこか道でも歩いたら焼き肉のいいにおいがして、ええにおいやなと思うんですけども、例えば隣の家は、それでも大変やなと思うようなところはあるんですけども、そういったものを実際数値で調べたら、別に数値としては問題ないけども、やっぱりにおいとしてはあるといったようなところから、この悪臭に対する数値って一体何であらわすんだろうかと。悪臭というのは、例えば人がかいで気分が悪くなるとか、臭いと思うとか不快になるとかといったような感覚的なもので表現をせざるを得ないものを、すぐれた数値と言われても、なかなか理解できないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたり本当に例え

ば従業員の方がそこに長時間おられても、服や、あるいは体にはおいがしみつくようなことがない
においの程度だとか、そういった基準というのはどの辺にあるのかなと思うんですけども、今度の
施設はどういった基準でそれをなされているのか、ちょっとお尋ねしておきたいんですけども。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 悪臭につきましては、悪臭防止法に基づく品目が特定悪臭物質の種類という
ことで22品目があります。例えばアンモニアであったりメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチ
ル、二硫化メチルとか、こういう物質があります。それに対して既成の基準値ということで、濃度
規制、ppmになりますけども、そういう規制がそれぞれあって、通常であれば敷地境界線上がそ
の濃度の規制値ということで、生活環境影響調査においても、この基準をもって評価をして、問題
ないというふうなことですし、作業員については、先ほど申しあげましたように、そういうふうな
防護具等を使って、もしそういうふうな危険性があるのであれば、当然防護具等を装着をして作業
に当たるとかいうことを現実的にはされてるとは思いますけども、そういうふうなことでございま
す。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 働く人にとっても快適な環境での施設整備をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、次に、21年目以降の大規模な更新をしない提案ってあったんですけども、
先ほど説明を聞きましたら、要するに19年たったら、そこで大規模な改修をすれば、それは当然21
年以降大規模な改修なんてなくなるのは当たり前の話なんですけども、そんな提案じゃ、ちっとも
すぐれた提案になってないと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回の提案の考え方ですけども、事業者のほうは運営期間は20年間ですけど
も、30年間以上ということですので、それを見据えた形でのコストをどう考えるか、そして、通常
の場合ですと20年間さえコストが安くて、後ろは知りませんよというパターンが多いと思いますけ
ども、ところが、今回、私どもが求めておったのは、30年間を通じて平均的なコストでやれるよう
にするには、どういうことですかというふうな提案を求めたというふうなことです。例えば本
来だったらかえなくちゃいけないような、途中で補修しなくちゃいけないものを、最初から高品質
のものをに入れてやることによって30年間は通常のメンテナンスでいけますよとか、そういう提案で
あったりとか、通常であればいつきに、2系列あるわけですけども、一斉にこれをやるわけす
けども、財政的にそこが集中して負担が出てしまいますので、それをずらして30年間が平均化でき
るようにやるとか、そういう提案がなされたというふうなことでございます。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 それから、続きまして住民から信頼される施設についての避難拠点の話なんですけど
も、今、話を聞いていたら、施設自体はそれは鉄筋コンクリートでつくってやるから丈夫だし、耐
震にも問題ないから、それは確かに施設としては使えるということはよく理解できるんですけども、
ただ、実際どうやって使うのかということに関して何らご説明がなかったんですけども、使うとし

たら、森本・坊岡地区の方が風水害だとか、そういったときに避難場所として使われるということぐらいしか私には想像できないんですけども、例えばそうなると、谷の中の山奥にある施設というもののアプローチですとか道路の状況等を考えたら、とても避難施設として利用できるというふうには考えられませんし、備蓄倉庫として大きなものをつくれれば何ぼでも物も備蓄できるという、こんなことは当たり前の話なんですけども、一体これ本当にどういうふうにご利用するのかということをもう少しご説明いただきたいなと思うんですけども。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私ども、この災害拠点としての機能について提案を求めたわけですけども、この位置づけについて、具体的に例えば一時避難所であったりとかいう位置づけはまだ行われておりません。実際に約1キロ近く主要地方道から入っていくという状況にあって、徒歩で行くにはちょっと遠いというふうなことでですけども、現実的に今の豊岡市の例でも、なかなか夜道を歩いて行けるような避難所ばかりではないというふうなこともお聞きしております。具体的には、ここで備えられるべき機能ということは、こういうふうに今申し上げましたような、多方面にわたって備蓄をしたりという例えば機能も持たせるというふうなことを提案をいただいておりますので、今後この活用の方法については、それぞれ1市2町の防災担当の皆さんとも議論をしながら、この運営について協議をしていくという方向で考えたいというふうに思っております。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 しっかりと利用方法を考えていただきたいなというふうに思います。

それから、続きまして非常に多くの地域住民の雇用をする提案ということで、行く行くは60名全員を1市2町の住民の方にお願ひしたいというご提案だそうですから、これは私は大変期待したいと思ひますし、また障害者の就労のモチベーション等の教育システムを聞きましたら、大変すぐれた提案がなされてるというふうに思ひますので、これはぜひしっかりと実行していただきたいと思ひます。

それから、さきの議論にもあつたんですけども、私がちょっと皮肉を込めて言つたつもりなんですけども、要するに経済性にすぐれた施設というところに非常に多くの住民を雇用する提案があり、評価できると書かれると、やっぱり普通都会の人たちと違って、地域住民は安く使えるから経済性にすぐれてしまうんだというようなことに、つい僕は考え方を結びつけてしまったので、こういう質問になつたんですけども、基本的には、先ほどの議員への答弁でもありましたが、最低賃金法等のことを考慮しながらということ、恐らく当局としては、それ以上の答弁はないものと思ひますが、やはりそういったところをしっかりと、どのような雇用がなされてるのかというのは組合のほうでしっかりとした監理と、それから指導をしていただきたいと、これはお願ひをしておきます。

それから次に、運営費の地域企業に対する発注ですけども、これ大部分が人件費ということなんですけども、一方の高額の赤グループ、いろいろと聞き及ぶところによりますと、赤グループさん

は地域の企業をいろいろと回っておられて、その先々で、例えばおたくから弁当を何ぼ買いますとか、おたくから何々を購入しますというようなことをしっかりと約束というのか、契約をされて、ご提案されたというふうに聞き及んでおるんですけども、その点、何か青グループですか、タクマさんのほうで人件費以外に何かそういった地域の企業に対して貢献できる、あるいは発注できるような契約ですとか提案ですとか、そういったものが、どのような提案がなされたのか、ちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、赤グループのお話をされましたけども、タクマグループに関しても同じようなこと、関心表明ということだろうと思いますけども、そのようなことをそれぞれ関係者のところに回られて、お話をしたというふうなことはお聞きしております。具体的に今後、建設、運営にかかって地元企業の発注をするということに関しましては、商工会であるとか商工会議所であったりとか、そういう組織に窓口願って、そういう情報を伝達していくというふうなやり方をされるようなことでありますし、特に雇用の関係については、説明会みたいなこともやっぱりやっていて、地元を含めた、どうしても地元のほうを優先的にというお話はあろうかと思っておりますけども、そういうふうな機会を設けるとかというふうなことをお聞きしておりますので、タクマグループにつきましても、そういうふうな活動をされて、今回の提案に至っているというふうに思っております。

○議長（野口逸敏） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 わかりました。ぜひ、金額からしますと、運営費においては結局30億か35億ぐらい差があるにもかかわらず、赤グループよりも高額な地域貢献という形で出されてますので、これが地元企業に対する低価格路線といいますか、無理な価格や発注を強いるような結果にならないように、くれぐれも注意していただき、監督していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（野口逸敏） 以上で峰高正行議員に対する答弁は終わりました。

次は、6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 今議会は、いよいよ向こう20年継続する契約を締結する議案が上程されている大変重要な議会でありますので、若干重複して、以前に質問したことと重なるかもしれませんが、まとめてしておきたいと思っております。

まず第1番に、ごみの減量・資源化、循環型社会の形成と北但ごみ処理施設の建設について、お尋ねをいたします。

その1つは、20年契約議案が提出されていますが、当然20年後のごみの減量化目標がこの中には含まれてはならないと思いますが、これは契約上どういう位置づけになっているか、お答えをいただきたいと思っております。

それから2つには、当然市民のご協力を得て、ごみの減量・資源化を進めていくわけでありまして。このために、この計画されている施設が年々受け入れごみ量を減少していくことが積極的目標にな

らなければなりません、その場合の契約額の変動は当然期待できると思うんですが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

これに関連して、発電設備が極めて能力の高い斬新なものを計画してると。売電収入は、これがライフサイクルコストの低減につながるすぐれた提案になっていると、こういうことでありますが、この売電収益は、当該企業に帰属するものと考えられるし、そうすると売電収益が低下するというようなことがあったら、これは当該企業の損失になるわけでありますから、当然この施設、発電量を最大限見積もっていかなくちゃならないということは、逆に言うと、この稼働率を最大限にしていなくちゃならない。これとごみの減量化とはどのような関係になるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

次に、入札公告から仮契約に至る経過とDBO方式に関して問題点だと思われるところについて、ご報告を願いたいと思います。

1つは、総合評価一般競争入札ということで、いわゆる総合評価部分に当たるさまざまなすぐれた提案内容が60点、それから価格について40点と、こういう評価であるということでありますが、入札結果を見ると、いずれも総合評価部分の60点の部分はほぼ違わないと、数点違うという程度であると。ところが、価格部分に至って28億円の差が100点満点と、つまり40点満点と大差をつけることになっておる。結果として見れば、価格差がつまり総結論を導いてるということになるのであります。

これについて総合評価一般競争入札の利点というのを知りたくて、この議案が発表された直後から提案書のすぐれた内容について、議会には特別委員会は置かれていないし、本日、初めてこうやって質問をするという状況で、即日表決ということでありますから、これは事前に勉強しなくちゃいかんと思って、提案書を閲覧したいと言ったら、これは断ると。理由は、企業側の意見を聞いてみなくちゃならないと、企業秘密もあるということでありました。

ところで、単刀直入に聞きますが、他の同僚議員に対するご答弁でも、著作権は企業に帰属しているので、企業の承諾なしに公開することはできないと。私たちは、企業の文書を見せてくれと言ってるわけじゃない。私は、公文書である提案書、これは当局が受け取ったものは公文書でありますから、これは公文書公開法あるいは公開条例、読み上げてもらってもはっきりしておる。私にお示しになった資料も、資料請求をなされた議員の皆さんには余分な説明であります、もうほとんどページ数、いろいろ見る暇がなくて、8日にもらって、きょう質問ですから、9割方黒塗りにされてる。最もひどいのは、25ページ、公開する資料はございません、白紙と、こういうことであります。

これは一体誰がこんなことをしたのか。公文書たる提案書を当局が黒塗りにしたのならまだわかる。著作権と言うからには、企業が黒塗りにしたと。それなら、当局に出された提案書も黒塗りにされておるのかと。それならば私はわかりますよ。それで審査なされたんなら立派なものだなど、真っ黒けで評価なされたんだから、これは立派なものだ。当局は見ていいが、議会は審査に当たって見てはならないと。これは何じゃと私は思いました。これは明快にお答えをいただきたい。

それから、したがって、すぐれた提案、すぐれた提案といって要約したものが発表されておるけれども、その原点は我々は見たことがないということでありまして、お示しになったのは、1企業が9割方黒塗りにしたものを私にお示しになって、これで議会で審査しなさい、勉強しなさいということでありまして、一方は全くお見せできないと。こんなもんが公文書ですか。私は聞きたいと思えます。

それから、入札参加企業が2企業にとどまると。これについてもどうでしょうかと非公式にお尋ねをいたしましたところ、この提案はDBO方式であって、極めて複雑な高度な、しかも専門的内容を含む長期の計画になるので、大変な費用がかかると。したがって、これだけ提案をしていただいたということは感謝にたえないという趣旨のご答弁をなさった職員もいらっしゃる。それはそうでしょう。ところで、これは中小企業はもう参加できない。これが立派な提案と言える原点かということをお私に思う。なるほど30億安くなったというお話があつて、これは後でちょっとお聞きしたい点があるのだが、そういうことがあるかもしれないが、地元企業が優先的に参加できない、そもその方式がDBOとしてお示しになってるというふうにはしか私にはとれないんだけど、これはどうでしょうかということでもあります。

それから、入札公告時に予定価格と低入札価格調査基準価格を事前公表したのは、大変積極的な理由があつたんだというご答弁が続いております。改めてお尋ねいたしますが、北但行政事務組合契約規則の上では、どの条文を適用なさって、この事前公表に至つたのか。それからまた、平成20年、総務省、国土交通省担当の県知事宛て、あるいは政令都市市長宛ての通達は承知しておることでもあります。これは読み上げるまでもないと思ひますが、事前公表を可としてきたか、また地方自治法上、これを規制する明文規定はないけれども、競争の公正を保つ上で弊害を生じているという例が多いので、取りやめるようご措置ありたいと。できるだけでもないんですよ。明文規定になっておるけれども、あえてこれを拒否した理由は何であるかということについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

さらに、もう少しお尋ねをしておきたいのは、事業者選定委員会のあり方であります。この提案書は、どうやらこの選定委員会には黒塗りをせずに、著作権者なるものがお見せしたんだらうと。これはつまり管理者には見せるが、議会には見せられないということの表明であらうと。しかも、先ほどのご答弁をもう一遍確かめたいのだが、専門家が3人入つておられて、この方々が専門的な立場からそれぞれ検討したということでもあります。専門家とは誰かということ、3人おられて、寺嶋さんと、それから公認会計士さん、大学の先生が1人、それぞれ専門部分があつて、企業経営、その他こういう分野の技術水準にも明るい寺嶋さんが見たんだと。ところが、寺嶋さんという方はどういう方かということ、廃棄物処理施設技術管理協会の会長をなさつておられて、出身企業は東京エコサービズ、東京ガスと東京清掃一部事務組合が共同設立した会社の社長でありますかね、そういう方である。まさにこういう運営事業者あるいは建設事業者との身内の方であります。身内が出された提案書を身内の方が見られて、これは結構とおっしゃるのであらうかと。これがすぐれた提案というまとめになって出てきているのかということをお私に思うんですが、いかがお考えでしょうか。

それから、本議会が始まりましてから大変驚きましたのは、道路・敷地造成に関する補正予算、債務負担行為の設定であります。私は、大雨が降って、ご苦労な工事で、一部のり面崩壊が起きたと。これはよくあることなんで、無事であればいいがなと思っておりましたところ、工期を2年間延期しなきゃならんと。これも2年後というのは、施設稼働の時期ときびすを接するという大変更であります。それであるならば、これに要する大方の工事の見通し、予算額の考え方、これは詳細を説明することはできないとしても、これが少なくとも説明されてしかるべきでなかろうかと。

それから、管理者総括説明では、夏の間には急遽そういうのり面を含む斜面の安定工事のための調査を行ったということであるので、私はそのつもりで資料請求したんだけど、当初の土質調査の柱状図などが出てきて、夏の調査の資料は手に入っておりませんと思うんです。いや、それはあなたに渡したのはこれだよと言われたら、それはそれで見たいと思いますが。当初の柱状図などを改めて一生懸命見てみると、素人でありますから大変であります、かつて私は、公立豊岡病院が現在の戸牧地区に移るときに、あそこが白色凝灰岩で、山が固定してるときは安全なんだけど、一皮めくって雨が入ると流動化するよということを京大の先生がおっしゃったので、びっくりした経験があるのと同じようなことが柱状図から読める。

白色凝灰岩とは書いてありませんが、大体ドリルで柱状に掘った五、六メートル下まで、シルト層、粘土層、交互に出てきて、安山岩質のシルトがさらにあって、砂地があって、実験してハンマーを握ってる人がたたいた記録があるんですが、握って潰れるという岩盤もある。ハンマーでたたくと、もろくて潰れるというのがある。水が入ると必ず膨潤化するというのが至るところに記述があります。果たしてこれは根本的改良を必要とする土質ではないかと思われまので、こういうことに関して議員も参加をして、何か選定委員会や専門委員会やそういうところばかりじゃなしに、議会も特別委員会を置くぐらいの積極性を持って、こういう敷地であるとか20年契約については、一生懸命調査研究する必要があるんじゃないかということを思うものですから、当局のご答弁を聞いた上で、しかるべき態度を我々としても考えなくちゃならんというふうに思いますので、ご説明をいただきたいと思います。

第1回は以上であります。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、まず情報公開の関係で資料提供のことについてお答えをいたします。

それで、議員のお説は、当局側に出された公文書は全て見せなければいけないにもかかわらず、これを隠すのはけしからんと、こういう論のように承りました。しかしながら、豊岡市が公文書で受け取っている個人情報にかかわるものはたくさんございます。あるいは相手方との信頼関係を基礎にさせていただいてる資料もございます。そういったものを出さなくてもいいということは、議員も当然ご存じのことだろうというふうに思います。住民登録に関する申請書は公文書でありますけれども、つまり議員の説によれば、判こをつけて役所に出されている。見せないのはけしからんとは、まさか議員もおっしゃらないだろうというふうに思います。したがって、先ほど申し上げ

ましたような、午前中以来お答えしておりますような理由によりまして、当局としては出せない。しかも、それについてイエスかノーかを言う権利を持つての方々は、出してもらっては困ると、こういうことですので、お出しできないものについてはお出しできないということになります。

それから、市内中小企業の参加についてのお尋ねもいただきましたけれども、もう議員のご案内のとおり、入札に参加した企業グループの中にも、当然落札したグループの中にも、この1市2町の市町内中小企業は含まれております。議員は、多分核心部分のプラント、つまり一番最も多くの費用を要する部分についてのことをおっしゃってるんじゃないかというふうに思いますけれども、つまりそれ以外のところには入っておりますので、そここのところこの1市2町内の企業が入らないとすると、それはDBOだからということではなくて、ごみの焼却施設という特殊なプラントに係るものであって、それについてのノウハウなり実績を持った企業がないということに原因があるんだろうと思います。したがって、DBOと絡めた議論をされましたけれども、それについては、そのようなことではないとご理解いただきたいと思います。

私たちも、とは言いながら、多くの予算を伴うものでございますので、できるだけ地域内の企業の参加をということで、そのことを求め、現に建屋についてはそのようなグループが形成をされて入札なされたということですので、ご理解を賜りたいと思います。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、20年後の減量の目標はどうなっているのか、契約上どうなっているのかということですのでございますけれども、私ども、24年の10月に一般廃棄物処理基本計画の改訂をさせていただきました。その計画自身が平成38年度までのごみ量等を予測をしております。したがって、20年後という予測量につきましては、38年以降については38年度のごみ量がそのまま移動するという仮定のもとで、今回の要求水準書については作成をいたしております。その場合に、それぞれ毎年でありますけれども、予想は予想でありますので、実績的にはごみ量というのは各年度、ある程度予想したものよりも異なることが予想されます。したがって、今回の運営費につきましては、固定費と変動費、固定料金と変動料金の二本立てになっておりまして、当初予定をしておりますごみ量が変動した場合には、それに応じて精算して支払うということですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

もう一つ、発電収入ということに関して、稼働率が最大化するというふうなお話がありました。発電の収入については、事業者がとるのではなくて、組合側が収入いたします。したがって、今、議員がおっしゃってるような、無理をしてごみを集めてきてというようなことは事業者サイドとしてはないと思いますけれども、我々としましては、発電の収入が得られるような最大限の運転方法についてお願いをしたいというのが筋だろうというふうに思います。

それと、今回の選定委員会の寺嶋委員長のごことで、東京エコサービスというふうな会社の実は顧問をされております。顧問をされてまして、東京エコサービスの主な業務というのは、東京23区に

おける清掃センターからの発電を特定事業者、PPSと言われる事業者であります。それを都内の小学校であるとか中学校であるとか、そういう学校に電気を売る。23区の清掃組合のほうから電気を買って売るというふうなサービスをされてる会社、技術支援もされますけども、そういうふうな会社でございますので、特に今回入札を参加しました株式会社荏原であったりとか、タクマであったりとか、荏原環境プラントであったりとかという業者とのかかわり合いはございません。

それと、進入道路を2年間と議員おっしゃったと思いますけども、私、冒頭のほうの提案説明の中で約4カ月というふうなことを、おくれますけども、この事業者と工事を重複しながら供用開始を28年4月1日を目途に頑張っていきたいというふうなことをお話ししたつもりでございます。

それと、あと土質的なお話がございました。確かに今回の建設地につきましては、かなり複雑な地質構成になっております。したがって、ボーリング調査をして、そこの全体を調査結果に基づいて判断するというのがなかなか難しい状況でございます。したがって、掘削をして土質を確認してから、その土質に合った対応をするというふうな方法しか対処できないというような現実でございます。したがって、今回、この後の議案の中にも出てきますけども、そういうふうな結果が出ましたので、追加の部分をお願いするということふうなことでございます。

低入札価格調査基準価格の設定云々については、法令上の根拠はございませんので、条例上についても何ら規定してるものはございません。以上です。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 ちょっと明確にしておきたいのは、私たちが対象にしてこの議案に関する資料とか文書というのは、特に指定している以外は、特に議案の基礎になった提案書というのは、契約の前提としての審査をする、総合評価ですから、審査をするために当局に提出されたものであって、当局が公の仕事として受け取った文書は公文書であると、私文書ではないという扱いになってるはずですが、その点はいかがですか。

○議長（野口逸敏） 羽尻総務課長。

○総務課長（羽尻泰広） 今回、事業者から提出のあった提案書につきましては、公文書でございます。公文書でありますけれども、組合情報公開条例に基づく今回の提案書の取り扱い、これにつきましては、同条例第7条第2号、アの規定に基づき、公にすることにより、当該法人等、または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものにつきましては、非開示文書という形の取り扱いになります。情報公開条例第7条第2号、アの規定に基づき、適用させていただく形になろうかと思っております。以上です。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 それじゃあ、さらにお尋ねしますが、穏やかなほうの資料で、8割方こうやって真っ黒けですが、これは公文書にマスクをかけたのは企業ですか、それとも当局職員ですか、いかがですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私ども、開示できる部分についてお示しくださいということで企業側にお願

いをして、企業側が作業をした内容です。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 それでは、提案書の原文ではないと。これは改めて企業側が出してきたものだと、
こういうことですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 提出された提案書をもとにして、そのような資料を作成されたということです。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 正確に教えてください。僕は、資料の原文の写しか、または私が指定する日時による閲覧ということを請求しました。そしたら、これは当局がこんなことをするかなと思ったんだけど、P25、公開できる資料はございません、マスクどころか、白紙です。もうどういう件名があったかもわからない。これを議会の契約審査の資料としてご提出になると。当局がこんなことをなさるはずはなかろうと。今までも私自身も公文書公開請求を幾らかやったことがあります、その場合には、固有名詞であるとか個人の名誉にかかわる部分であるとか、それから数字のうち、特にその企業が持っている特許に関する部分であるとか、部分的にマスクがかかっている、あるいは公印にマスクがかかっていると。これは聞いたことがあります、これは極端なことでありまして、仮に当然こんなことが特許権でも何でもなかろうという項目まで全部マスクがかかっている。

どんなところにマスクがかかっているか。地域住民にわかりやすい誘導と交通整理、施設内通行車両の安全性を高める工夫、全文マスク。こんなものが何で議員が見たら悪いんですか。個人の名誉もくそもありませんで、これ。繁忙期の誘導対応、繁忙期、年末年始、お盆等は、以下の方策を実施することにより、安全かつ円滑な受け入れ誘導を実現します。これは住民が特に知らなくちゃならんことじゃありませんか。こんなことが何でマスクがかかる理由になるのでしょうか。これ当局がされたんだったら、私は、こんなことをするはずがないと思った。企業が著作権を云々してするんだったら、契約の前提となる公文書はマスクがかかったものを企業が出したのかなと私は思いました。委員長だけがひそかに見ることができたと、こういうことかなと思ったんです。これは私は、こんな資料を失礼なことに議員に出すとは何ですかと。きょうは表決に持ち込もうという議会に、提案書の体裁もわからないような公文書を出してきて、そしてやりなさいと。こんなことが通るといふことだったら、この議会は市民に何も説明することのできない議会、当局がお示しになった概要書、それを信用して手を挙げるか、下げるか、それだけの議会だと。

ちょうど今、選挙ではございますが、私は、こんな議会にしてはならないと思うんですが、これは重ねて聞きますけれども、公文書にマスクをかけることきは、当局が判断をしてマスクをするならする、しないならしない、我々が聞いたら、かくかくしかじかの理由で、その項目についてはマスクをいたしましたということをお答えになるのが当然ではないかと。著作権だから、企業側が嫌だと言ったら全文見せなくてよろしいということで、白紙のものを出してくる。マスクどころじゃありませんよ。2ページ連続白紙がありますよ。27、28ページ、公開できる資料はございませんと。

これ資料っていうようなものではないですね。これでもう情報公開になったとおっしゃるのであれば、1件として上がるんでしょうが、これは情報非公開の1件と上げてもいいようなことではないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。これは企業と当局の信頼関係はあるかもしれませんが、これでは議会と当局は全く信頼関係には立てないと、議会は信用できないと、どこかの企業にこの情報を漏らすだろうということが前提であると、こういうことになるんだろうか、いかがでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、最後に捨てぜりふのように言われました議員が漏らすだろうという、そういったことではございませんで、そもそも情報を出すか出さないかという議論は、おまえがあやしいということではなくて、いやしくもそのような可能性が疑われることがないようにということで制度が組み立てられておりますので、この基本についてはまずご理解を賜りたいと思います。

それから、著作権が相手方にあつて、それを出すかどうかについては相手方に権利があるとするならば、その選択肢はまさに著作権者にあるということになります。したがって、本来であれば、もし相手方が一切ノーだと言えば出せないということにもなりますので、むしろ出せるものについて企業の側に協力をいただいたものと、私としてはそのように考えております。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 再度、これ大事なことですから、今後の議会のあり方にかかわりますから、お尋ねしておきますが、著作権により情報公開するかしないかというのは、今回初めて聞いたことです。情報公開条例には、相手方を企業競争上不利益にすることやら、個人の名誉にかかわること、それから個人的なお名前、その他について特に公表してもしなくても文書全体の値打ちは失われないという判断のときに、マスクをかけるというのが通常でありました。実に14ページから22ページまで、9ページ連続白紙であります。こんなことが許されるのであれば、今、管理者が言った枠を超えて著作権だと。それならば、著作権を盾にとって議会に出せないようなものをすてきな計画だと言ってお出しになることは矛盾があると私はと思いますが、その点、念を押しておきたいと思いません。

○議長（野口逸敏） 安治川議員、もう少し丁寧に、もう一回再度質問……。

○安治川敏明議員 これ以上丁寧に言えんけど……。

○議長（野口逸敏） 質問してください。

○安治川敏明議員 端的に質問しましょう。そしたら、今後も企業との契約で、これは大企業だからそう言ってるわけじゃないと思いますからね。あなたには見せるが、議会には見せてくれるなど言ったら、こういうことになるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） それは物によるんだろうというふうに思います。例えば豊岡市がこれ今回、DBOでやっておりますけれども、設計だけを入札をして、どこかの企業が設計をしたとすると、その設計図書というのは豊岡市のものになります。したがって、そののところに特に企業秘密に関するようなものであるとか、特殊な要素がなければ、これを出すことはむしろ基本だろうというふう

に思います。しかしながら、先ほど来担当のほうもご答弁いたしておりますように、企業側に本来権利が属しているものであって、なおかつ企業側の利益を害する可能性があるものについて、企業側がこれを公表することを拒んでいるという場合に、それを行政が一方的に出すことはできない、これがまず基本ではないかというふうに思います。将来とも別に企業が嫌だと言ったら出さないということではなくて、まさに法的にどうかということに照らして厳正な対応をすると、こういうことに尽きると思います。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 私は、不幸にして著作権を主張したら公文書は公開しなくてもよいなどという法律は読んだことがありませんので、またあなたがこの法律にはこう書いてあるよとおっしゃるのであれば勉強しますから、お示しいただきたいと。

それから、このごみの今後のあり方、循環型社会形成に関してであります。根本的には製造者責任、発生源での抑制ということが必要であります。その点について、今回の契約との関係で前進があったのかどうか、お尋ねをしておきたい。

それからもう一つは、ライフサイクルコストとか、あるいはまたランニングコストとかが大幅に安くなってからという議論がありますが、同時に、この新しい施設が完成することによって、現施設3施設は、これを処分しなきゃならん、あるいは何とかしなくちゃならんということがありますが、これの費用並びに運搬経費の増加、これはどのように見積もっておられますか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） お答えをいたします。

3施設は現在、豊岡市、香美町、新温泉町それぞれの施設でございますので、当組合は関与いたしません。

○議長（野口逸敏） ほかの答弁は。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 聞き間違いであれば訂正させていただきますけれども、新施設により、ごみの減量化の施策の対応ということをご質問されたと思いますけれども、私どもの今回の要求水準に示しているごみ量については、この24年10月に改訂をいたしました一般廃棄物処理基本計画に基づく計画内容で要求水準をつくっているということでございます。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 さきの質問で、運搬経費の増加分どうですかと聞きました。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それぞれ収集、運搬につきましては構成市町で負担いただいて、それぞれでやっていただくということでございますけれども、かねてより議論になっております統合したことによるメリットの分配によって38億円と今まで申し上げておりましたけれども、それによって負担率、現行の均等割15%、人口割85%という割合については、今後検証してまいりますというふうな中に、ごみの運搬経費がかさむ、あるいは少なくなるということも考慮して、そのあたりは検証させてい

たきますことを申し上げております。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 表現方法は違うけど、管理者が極めて素っ気なくおっしゃったんだけど、豊岡市、香美町、新温泉町が構成する我が組合が負担する経費、それぞれのもとの自治体が負担する経費は、一市民、一町民にとってみたら全く同じことで、我関せずというのは、ここの席では言われても、豊岡市長に帰ったらそうは言えないわけであって、跡地、それからまた現施設の処理費用、それからまた運搬経費、これをランニングコストの一部と見ると、今回の契約が大変な低減であるかどうかは一考の余地ありと私は思うからお尋ねしたけれども、管理者になり切っておられる豊岡市長は、そんなことは考え必要はないと、こうおっしゃるから、これはやむを得んですな。

それと関連してもう一つ、雇用が58人だ、60人だあるというんだけど、現3施設で働いている労働者の数はどないなっておりますか、ご存じであればお答えいただきたい。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 把握いたしておりません。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 現にその声が出ておまして、それぞれの施設で働いている中核の労働者じゃありません、今でも施設の運営は、管理者がおっしゃったように、大変大きな企業から派遣をされた技術者が中心にやっていると。結局リサイクルの部門であるとか清掃であるとか、あるいは運搬であるとかでその事業所に、つまり清掃センターと言われる焼却施設周辺で働いている労働者の数、結構な数であります、この人たちが職を失うことになる一方で、雇用があると。この数については、これも関係ないと。法的に言えばそうでしょうけど、一豊岡市、香美町、新温泉町にとっては全く同じことであって、この解決には総合的に当たらずにちやならんということも考慮する必要があると思いますが、お答えがないようでありますから、私は指摘するにとどめておきます。

それから、さっきから明確な答えがありませんが、予定価格や低入札価格調査基準価格を事前公表することについて結局ご答弁がないということは、積極的な規定はないと、これやったほうがいいよという法令上の規定はないと。北但行政事務組合契約規則によれば、予定価格を決めたら、入札の場所にその予定価格を書いた札を置いて、入札終了時にこれを参加者に知らせると、こういうことになってますね。事前公表をしたほうがいいという条文は1行も読み取ることができないが、この規定には、これは沿わないことになってるんですが、この規定の運用はどう考えられて今回事前公表されたんですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） さきの議員でも答弁させていただいてますように、ダンピング等によって本来この施設で持つべき30年間の安定稼働と地元への企業への下請へのしわ寄せ等、配慮するために調査基準価格を設けたということでございます。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 規則ではありますけども、例規集に入っている固定した規則で、議員も就任時にこ

の例規集は配付をされます。一方、入札公告については、インターネット、あるいはまた議員宛ての文書では公表されましたが、積極的に議会に向かって事前公表の可否について意見を問われたことはありませんでした。私は、不勉強のためにこれについて2月定例会で質疑をすることなく見過ごしたことを恥じておりますけれども、しかし、少なくとも言えることは、北但行政事務組合契約規則には、この条文を適用する条項は1条もない。政府も、平成20年、この弊害に気づいて強い通達を出しているということがあります。もし積極的な条項がどこかにあるのであれば教えてもらいたいが、その条項はないという返答で、あるのは、全国にその例があると。それは積極的な例であるのか、積極的な例でないのかということはよく考えなくちゃならんと。しかも、さきも議員も指摘したように、1円オーバーの入札ということでもありますから、これは積極的な精算根拠があるのかどうか疑わしい。

その中の中身を知りたくて提案書の資料提出を願ったら、企業側は見せられないと。これはますますおかしいじゃありませんかと言いたくなるんでありますが、この積極的な理由は公開されていない。しかも、北但行政事務組合のこの契約規則に書かれているだけでなく、政府通達の最後には、事前公表をする場合には、その理由が特にある場合はこれを入札公告とともに公表しなくてはならないと、こうなっているが、この入札公告にはその理由は公表されておらないと思いますが、いかがですか。

○議長（野口逸敏） 暫時休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時40分

○議長（野口逸敏） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 財務規則における契約規則第7条の予定価格のことにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたけども、これは手続的部分を申し上げているだけでありまして、その公開を禁止しているというものというふうと考えておりまして、今回の総合評価一般競争入札の制度に照らして公開をしているというふうなことです。前の議員にも答弁をさせていただきましたけども、24年9月1日現在でもそういうふうな通達なりがあるにもかかわらず、43.9%の団体が予定価格について事前公表しているという実績もあるということでございますし、我々としては、先ほど申し上げました理由によって事前公表をしたというふうなことでございます。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 要するに、本組合の契約規則は手続規定だと、それはそのとおりですね。しかし、その精神は、事前公表をすると、通常の場合、秘密漏えいによって大体公務員が処罰をされる例が我々、私も公務員でしたが、これはもうとんでもないことになったんですね。ところが、今回の場合、事前公表ですから、これはもう秘密漏えいもくそもないということでもあります。この手続の規定は、結局は予定価格を事前に公表するようなことは予定されていないことを示していると思います。

それから、最後、念を押しておきたいのは、仮設道路復旧、進入道路・敷地造成の工事は平成26年6月30日完成に難しい状況となっていますが、施設建設企業と工程調整を行いながら施設建設の工期であります28年3月31日の完成を目指し事業を進めてまいりますというのが管理者のご挨拶だったから聞いた。そのことを聞いたので、それは確認してもらいたい。いや、だからどうでしょうかと、えらい変更ですなと聞いたんです。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 管理者の提案の総括説明の中では、その工事自体がおくれているという表現で、完成を今、予定している供用開始を28年4月1日というお話で、進入道路・敷地造成工事がそのままその時点まで延期になるという話ではなくて、今のところ、さまざまな要素があって約4カ月程度おくれるのではないかというふうな見込みということですので、今の工期が26年6月末ということですので、10月末というふうなことを今は想定をしているということでございます。

○安治川敏明議員 終わります。

○議長（野口逸敏） 以上で安治川敏明議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後2時55分。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時55分

○議長（野口逸敏） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、10番谷口功議員。

○谷口 功議員 失礼いたします。3項目にわたって質問通告をいたしましたけれども、もう既に議論が重複しているところが大分あると思いますけれども、できるだけ避けながらお尋ねをいたしたいと思っております。

最初に、循環型社会形成推進基本法と北但行政事務組合の取り組みについてであります。

この間、第3次循環型社会形成推進基本計画と気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告がまとめられています。その概要を簡単にご説明いただき、当組合の事業とどういう関係があるのか、あるいはどのように対応していくのか、ご説明をいただきたいと思っております。

仮設道路ののり面崩壊についてであります。既に議論をされているわけですが、臨時議会の後、私たち議員は現地視察をさせていただきました。そのときに、長靴を履いていかなければ、まず現地に入れないという大変ぬかるんだ状態のところを歩いて現場を見させていただいたわけですが、そのときから大変不安に感じておりましたけれども、2日の冒頭の説明で、崩壊もあり、今後の対応が必要だという報告であったわけです。

それで、資料をいただきまして、この間、3カ月間、追加で斜面安定対策の検討についてという調査結果報告を資料としていただいているわけですが、この中で解析結果による評価ということで、地すべりとは別に対策が望まれる事項が今回明らかになったということが書かれております。それから地すべりとは別に対策が望まれる事項として、当初、設計時には推定していた土質と異なることが確認されたというような記述もありますので、どういうところが当初の調査あるいは設計と差

異が出て追加が必要になったのか、もう少し私たち素人にもわかるように説明をいただきたいと思います。

それから、契約については、それぞれ議論があったわけですが、その中で談合の問題について取り上げられていたわけですが、私も以前のこの議会で、タクマを初めプラントメーカー5社が談合の、当時は疑惑だったと思うんですが、あって、この議会でもその問題について取り上げたわけですが、この間調べてみますと、競争相手の荏原も談合をしていた経過があるようです。ですので、先発メーカー5社と後発メーカー7社がそれぞれ談合をしていて、公取から勧告をされるというようなことがあったようです。

ですから、先ほどの議論をずっと聞いていますと、やっぱりその延長線上にあるように思えてならないんですが、どんな談合をどういう手法でやっていたかという若干の新聞記事などがあるんですが、例えば地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画について、建設計画が判明した初期の段階から具体化される過程において、ごみ焼却施設の機種、処理能力、建設予定時期等さまざまな情報を順次収集することにより把握をしていたと。自治体が何も知らないことについてあるメーカーの担当者は、赤子の手をひねるようだったと話している。ごみ焼却施設の建設を周辺住民に納得してもらうために、プールや温泉などをあわせて整備して、果ては御殿のような立派なトイレをつくるなど、あめ玉事業をどんどん上乘せして行って総建設事業が莫大な額になる、本来ごみ焼却炉は、そんなにお金をかけて豪華にする必要はない、雨風を防ぐボイラーさえあればいいのだから、自治体のこのような無駄遣いに対して、納税者の一人として胸が痛むとも語っていたというような記事を目にすることがありました。この点について、何かご意見なりご感想なりありましたらお聞かせください。以上で第1回目を終わります。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、第3次循環型社会形成推進基本計画の改定との関係についてお尋ねをいただきました。

この循環型社会形成推進基本計画の第3次でありますけれども、これまでの取り組みによって最終処分量の大幅削減を実現するなど、循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展してきたという評価を踏まえた上で、なお、3Rというふうに言われてますけれども、リサイクルに比べましてリデュースあるいはリユース、これの取り組みがややおこなわれているので、ここを力を入れるといったこと、これが1つ目です。

それから、有用金属、貴金属とかレアメタルでありますけれども、これが要は捨てられたままになっているので、その回収を強化するといったことが2つ目の柱。3点目に、安全・安心の取り組み強化。これは東日本大震災とか原発の事故に伴うものなどがメインでありますけれども、災害廃棄物の対応をどうするかといったこと、そのことも含めた安全・安心の取り組みの強化をするといったこと、それから途上国などで廃棄物の発生量が増加しておりますので、世界的規模での取り組みを行う必要があるといったこと、こういったことが柱となって第3次の循環型社会形成推進基本計画が立てられております。

本組合の施設との関係でありますけれども、既にこれまでの取り組みが成果を発揮したというふうに国自体が認めておるわけでありまして、我が北但行政事務組合の取り組みはそれに合致するものと、このように考えております。これまでの1市2町の現施設ですと、熱回収が十分行われていない状況でございますけれども、高効率ごみ発電施設をすることによって熱回収あるいは有効利用が飛躍的に伸びること、それからまた、そのことを通じて現3施設で発生している二酸化炭素の排出量に比べますと大幅に削減できること、さらに、熱回収した後の灰がセメント原料として再生利用されることによって循環型社会の形成に資すること、また、セメント原料等によって再生利用されることによって最終処分場へ埋め立てる分が減りますので、その意味でも自然に対するプレッシャーを弱めることができる、こういった計画を進めてきてるところでもございまして、まさにその趣旨に合致するものと考えております。

それから、気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第5次評価報告書の概要を知らせると、こういうことでありますけれども、本当はご自分でお読みいただくのが一番だと思いますけれども、ざくっと言いますと、温暖化については、これはもう疑う余地はないと。確実に世界の平均気温は上昇していること、これが1点、それから温暖化の要因としては、人間の活動が主な要因である可能性が極めて高いということ、それから将来予測でありますけれども、今後とも地球温暖化が進むという予測、さらに、二酸化炭素の累積排出量と世界平均地上温度の上昇量はほぼ比例関係にある、これが今回新しく追加されたといひましょうか、出てきた見解、新見解だというふうに言われております。それがざくっとした報告でございます。

これと北但行政事務組合のこの施設とどういう関係があるのかと。全く関係なしに私たちは別に政府間パネルの報告書を見ながら事業を進めてきたわけではありませんけれども、少なくとも、もともと今の日本の廃棄物の処理施設が熱回収施設だというふうに名前をつけられてきた理由は、そもそもごみの焼却過程で出てくるエネルギーを有効活用するということが日本においては十分でなかったがために、あえて熱回収施設という名前をつけてでもそのところを徹底しようという、いわば国全体の態度があらわれていると、このように考えております。

そして、そういったことを受けまして、北但行政事務組合におきましても高効率の発電施設を設置することによって熱を有効活用し、先ほど来申し上げてますように、現在の1市2町の施設の合計の二酸化炭素排出量に比べると大幅にこれを削減することができること等といったことでございますので、これは別に科学的な報告書でございますから政策提言ということでは、また、その前提になるものだと思いますけれども、こういった報告書を受けて、なお私たちの計画というのは進める価値がある、そのように考えているところです。

それから、何か最後に、過去の談合施設についての新聞記事をもとにして感想があればとおっしゃいましたが、特にございません。重要なことは、まさか議員は今回の入札について談合があったとおっしゃるわけではないと思いますので、特に感想を申し上げる必要はないものと、このように考えております。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、仮設道路の崩壊についてのお尋ねをいただきました。一般質問の通告によりますと、仮設道路ののり面崩壊ということですので、私ども、9月4日に崩壊をしました大型土のうが崩壊した部分のことをおっしゃってるのかなと思って準備いたしましたけども、今質問される内容は、調査をしたところの結果の資料要求もそうだったですけども、そのことをお尋ねになつてるといふふうに思いますので、そちらのほうでお答えさせていただきますけども、現場については、議員も現地で見させていただいて傾斜計等が設置してある場所についてご確認いただいておりますけども、進入道路の終点付近で危ないんじゃないかというふうなことを地質の学識者が指摘をされて、5月の上旬から8月の上旬までの約3カ月間にわたって、地中の動態観測、地下水位の観測、ボーリングにより土質調査と解析を行ってまいりました。

その結果なんですけども、地すべりというふうな現象は見られないということで、ボーリング調査の報告、崩積土の層が厚い部分もあったというふうなことで確認がされました。この崩積土ですけども、斜面に沿って崩れ落ちて堆積した土でございますので、土の勾配の安定といいますがそもそも現状の姿が安定勾配だということですので、今回、土の勾配を道路の掘削に伴いまして角度を急にするというふうなことで工事を行いますので、それ自身が安定だったものが不安定な状態になってしまうというふうなことに検討結果としてなりました。したがって、そういう工事を実施する上で対策を講じるというふうなことが必要だということが判明したことが、このお渡しした要求資料の中に書かれてるということです。

具体的な斜面の対策については、鉄筋を挿入してモルタルを吹きつけたり、方格材という枠を斜面に組み立てたりするような工事をやっていくというふうなことでございます。以上です。

○議長（野口逸敏） 10番谷口功議員。

○谷口 功議員 最初の2つの報告ですけども、当組合はその方向に沿って事業を進めているんだから何ら矛盾はしていないんだという答弁なんですけども、しかし、IPCCの報告は、管理者がお答えいただいたとおりなんですけども、温暖化をいかに急速にとめていく方向、つまり二酸化炭素をやっぱり急激に減らしていかなければ、本当にこの最も身近な30年間にこそ温度が急上昇している。だからこそ、今後の二酸化炭素を減らす速度はより一層速めなければ、やっぱり今後の影響というのはもっと大きくなっていく。特に今指摘されているのが、海水温の上昇が大きな問題であって、今日の異常気象と言われるような背景にもそういうことが影響しているというようなことも言われているわけですが、そういう形で私たちの身近な生活に直接影響をする問題だと思うんです。ですから、今のままでこの174トンの焼却施設を向こう20年ないし30年維持し続けるということが本当に許されるのかということについては私は疑問に思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

それから、2Rが重要だということをおっしゃったんですけども、そのリデュースとリユース、つまり発生抑制と再使用を推進するというのも大事なことだと思うんですけども、これを具体的にどう進めていくのかという点では、それぞれ1市2町で考えなければならぬことも大変多いと思うんですけども、当組合としても、そしてまた、管理者なり代表者が事業者にも意見を述べるというようなことも私は大事なことになるんじゃないかと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょ

うか。

それから、斜面崩壊なり仮設道路については、私の思いは、つまり崩壊したところは進入道路の一番奥のほうになるわけですが、もう敷地造成を含めて全体が、こういうもろいといいますか、水を含むとやわらかい土質になっていくということが示されているのではないかなという心配をするわけです。ですから、進入道路だけでなく、敷地造成部分も含めて影響があるのではないかなという勘ぐりもあるわけですが、そういう点では、技術的なことがわかりませんので、ですので、全体として本当に言われているような進入道路の部分の対策だけでいいのかどうか、全体としては心配ないよということなのかどうかということについて、もう少しご説明をいただきたいと思います。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、施設の規模は174トンではございませんで、142トンですので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、ごみ処理施設というのは、まずとにかく徹底してごみを減量して、それでもなおゼロにはできないので、残るごみをどう処理するかということについての議論であります。しかも日本のように、もう何度もお話ししたところでありますけれども、高温多湿で、そして物が腐りやすく、伝染病が発生しやすいところでは、これを安全衛生的に処理する必要があるあって、焼却というのはすぐれた方式であること、また、国土の狭い日本でありますので、埋め立ての圧力を極力減らすためには体積を小さくすることが求められて、だからこそ焼却ということは有効な方法であって、これまで日本では一般的な方法として使われてまいりました。

ただ、先ほどもお話ししましたように、焼却の過程で出てくる熱を無駄に逃がしているということは現にございましたので、それを回収して有効活用しようというふうには日本はかじを切ってきた。現に第3次の循環型社会形成推進基本計画改定を踏まえても、なお環境省は、つまり国は高効率のごみ処理発電というものを推奨しているわけでありまして、もう国自身がこれはもう適合的な政策であると勧めていることとなります。

ちなみに、これもあくまで計算上でありますけれども、これまでの計算では、新しいごみ処理施設で発電される発電の総量は、豊岡市が過日設置しました山宮地区に設置したメガソーラーの17個分に相当いたします。つまり日本中が地球温暖化対策に貢献しようとしてメガソーラーの設置に走っておりますけれども、実は私たちが計画しているごみ処理施設は、そのメガソーラー17個分に相当する極めてすぐれた地球温暖化対策の装置だということが言えます。

さらに、ヨーロッパの例で申し上げますと、例えばドイツで見ますと、明らかに埋め立てから焼却へというふうには動いております。なぜドイツが、あるいはヨーロッパ全体が埋め立てから焼却に行くのかといえば、圧倒的に埋め立てだったわけでありまして、メタンが発生をします。メタンはCO₂の21倍の地球温暖化効果を持っておりますので、この対策をやらなければいけない。そこで埋め立てから焼却というふうにはハンドルを切って、そしてそれでもって発電をするという方向に切ってきております。この一例から見ましても、焼却をし、その熱でもって発電をするというのは現時点での私たちの、あるいは人類の持っている技術から見ると、すぐれた方式である、このように

考えているところです。

さらに言いますと、木を燃やしても、これはカーボンニュートラルとってCO₂対策上は特に問題になりません。これは、もともと大気中にあったものを、木材であるとか果物であるとか、そういったものを体内に取り込んでそれを燃やしてもとに戻すだけでありますからニュートラルであると、プラスにもマイナスにも働かない。問題なのは、要するに石油でありますとか石炭であるとかこういった化石燃料で、もともとは大気中になかったものをわざわざ大気中に放出する、そのことが問題なわけでありまして、燃やすということが一概に悪いということでもない、このことをご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、2Rについてどうするのかというお尋ねをいただきましたけれども、基本のごみの減量化というのは市町のごみ責任でありますし、住民のごみ責任でありますので、市町において適切な対応がとられるべきものと。また、ご提案のありましたように、事業所に対しても適切な対応がとられるべきものと、私としてもそのように思います。以上です。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 全体の地盤についてどうかというふうなことをお尋ねいただきました。造成地に関するボーリング調査のデータもあるわけですが、その結果を見ましてもかなり違います。したがって、この進入道路においても、一方では、かたい岩が出て割るのに苦労するという状況もあれば、片や、やわらかくて何か改良しなくちゃだめだということもあって、かなり複雑です。造成工事でもう既に切り土を行っているんですけども、場所によってはかたいのが出たり、やわらかいのが出たりというような、かなり複雑です。したがって、その土質に合うような盛り土に、適した材料にセメント等を添加したりしながら適した土質に変えていって工事をやっていくというわけですが、構造物自体の構造については、多分くい基礎になりますので、支持地盤まで岩盤が出て支持ぐいになるのか、摩擦ぐいになるのか、それぞれまた設計段階で事業者のほうで検討いただきますけども、そういう中で検討した上で基礎について求める要求水準に満足するものをするということですので、そういう意味でいえば、安心していただければいいかと思います。

○議長（野口逸敏） 10番谷口功議員。

○谷口 功議員 そうしますと、管理者の初日の報告の中では、私は2年間工期を延長するのかなという、誤解だということだったんですが、進入道路の部分だけでいえば、4カ月の工期延長でおさまるということについては再確認をさせていただきたいと思います。

それから、1つ聞き落としていたんですが、発電について、要求水準書では14%であったものが今回の提案で20%は確保できるというふうには書かれているわけですが、これについては、全く知識がありませんので、何でこんなに簡単に6%効率が上がるのかということについてちょっと説明をいただきたいと思うんです。

先ほど管理者にお答えいただいた、極めて国が進めている方向と適合していて、熱回収をしているから、すぐれた最高の技術水準でごみを処理していくんだと、ドイツも今やそういう方向に行くんだというお話までいただいたわけですが、しかし、熱回収はするということはそのとおりであ

りますけれども、二酸化炭素そのものをいかに減らすかということからすると、一旦燃やしたものの熱回収をすると、それはそれで有効なことでありますけれども、本当にIPCCの言う二酸化炭素を急速に減らしていかなければ今後大変なことになるという科学的見通しを、それは全ての国にあっても、全ての自治体にあっても共通に努力、協力をしていかなければ達成できない大きな目標だと。何よりも京都議定書、25%水準で努力をすると言っていたにもかかわらず、今の政権になつてからは全くそのことについてはお触れにもなりません。むしろもうその目標はなかったかのような動きでありますので、それで本当にIPCCが求める、提案する方向に行くのかどうかという点では、それぞれがやっぱり考えるべきではないかということを思うんです。

そういう意味でいいますと、もっと身近な例で言えば、南但広域が、半分の焼却炉にして、半分はバイオで処理するというふうな選択も身近なところではなされているわけで、それがどういう動機でそうなったかというのは置いておいても、結果としてそういう形でごみを処理されているやり方もあるわけですので、考える余地はあるのではないかとすることを思うんです。その点はいかがでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） CO₂を減らすということが大切なことは、もう言うまでもありません。先ほど言いましたように、他方で、カーボンニュートラルという考え方があって、木を燃やしてもこれは関係ないと、要は化石燃料の使用をどう減らすかということだったというふうに思います。したがって、熱回収によって発電をして、それでもって利用すれば、その分、別のところで化石燃料を使って発電した電気を使わなくてもいいので、そのことによってCO₂を減らしましょうという、こういう構造です。

今、議員がお触れになりました南但のバイオ施設も全く同じ構造です。メタンを取り出しますので、メタンをそのままほっておきますと21倍の温室効果を持ちますから、必ず燃やさなければいけないと。燃やした結果、何になるかという、CO₂になって出ていきます。したがって、最初から燃やそうとメタンという過程を経ようと、これは物質の総量というのは変わりませんので、そのところは変わらないということになります。そのときも、南但の構造も要は、そうすることによって化石燃料によって得られる別のエネルギーの利用は減らそうということでもありますので、そのところは全く変わらない。

さらに言いますと、実は、この北但行政事務組合で、もう答弁させていただいたと思いますけれども、スタートの段階で南但の方式も検討いたしました。私たちは、その技術がまだ未開発であつて、安定性について不安が残るということを最大の理由としてこれを排除いたしましたけれども、もう一つ、実は南但の方式というのは、ごみの中からさらにメタンを取り出す方向のものとなつていないものと分離する必要があつて、その装置にまた電気を使います。メタンを燃やすことによる発電量と、それからごみを燃やしてダイレクトに発電する方式とでは、メタンのほうがすぐれているんですが、ところが、その分別をする機械のために使う電気量も入れますと、逆に言うと、南但方式のほう、別に南但が悪いわけではありませんよ、私たちが当時計算した中では、メタンでもって

エネルギーを利用するという方式のほうがむしろ不利である、こういったことを踏まえた上で現在の結論に至っておりますので、このことについてもご報告をさせていただきます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 進入道路の4カ月のおくれということです。現時点で私どもの予測しておりますのは4カ月ということで、今後、掘削の結果、土質がどうなのかによってもこれは影響を受けると思っていますので、今の時点では、これぐらいおくれてるのではないかというふうな予測をしております。

それと、発電効率のご質問をいただきました。14%の要求水準というのは、142トンにかかわる施設規模で高効率ごみ発電施設としての交付金の2分の1の補助を受けれる要件が14%ということで、これを目指すんだということで要求水準をつくってまいりました。発電効率というのは、そもそもごみを持つエネルギーを電気のエネルギーに変えたときに何%になるかという比率なんですけども、当初の私どもの予定しておりましたのは、一般的な蒸気ボイラー、ボイラーの条件を圧力3.8メガパスカル、蒸気温度を370度以上というような条件設定で考えておりました。

そういうふうなことを私たちはそれ以上の条件で求めたときに、近年そういう設備自身の技術進歩がありまして、日本の廃棄物処理施設リサイクル技術の中で高効率発電機能を持った最先端技術によるごみ焼却施設例として、圧力が4メガパスカルで蒸気温度が400度の高温高压ボイラーというふうな、これをできれば圧力を上げて高温にすればするほど効率がよくなるんですけども、そのかわり腐食が進んだりとか維持補修に金がかかったりとかという、そういうふうな弊害もあるわけです。今回タクマグループでは、過去の実績もあることから、4メガ、400度の高温高压ボイラーを用いて、なおかつ最新鋭の、これが企業秘密の部分だとおっしゃってましたけども、組み合わせによって今の20%に上げるんだと、それで売電収入を組合のほうに多くもたらすのだという提案がなされたということでございます。

○議長（野口逸敏） 10番谷口功議員。

○谷口 功議員 何かよくわからない理屈ですけども、タクマのホームページを開いてみましたら、24%の発電能力を持つ処理施設ができてるんだというふうなことが書いてありましたので、今度は逆に、そういう高いものになれば運営経費が高つくということになる、お話ではそういうことなのかもしれないんですが、あんまり低いレベルで求める必要もないんじゃないかなということをちょっと思っただんですけども、大したことではないですよ。

それと、管理者がお答えいただいた、南但の施設が、南但の施設がということではないわけですけど、1つだけ、今、手元に資料を持っておりませんが、メタンガスを燃やして二酸化炭素に変化していくその度合いと、空気が燃えたときに二酸化炭素に転換していく量とは、メタンガスのほうが圧倒的に低いというふうに私は記憶をしております。間違っていないと思うんです。ですから、決してメタンガスを燃やしてエネルギーを吸収することは非効率ではないというふうに私は理解をしています。

以上で質問を終わります。

○議長（野口逸敏） 以上で谷口功議員に対する答弁は終わりました。

次は、11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 実は豊岡市議会、任期満了、改選期を迎えております。議員各位は、それぞれの4年間、この立場で市政推進の立場あるいは豊岡病院組合議会、北但行政事務組合議会の方針を受け、議員の立場で市民の皆様様に説明をして理解を求めてまいりました。ただ、この時期はその数が頻繁にふえます。また、大きな予算の表決があるということですので、確認の意味を込めまして事業推進の立場から確認をとりたいと思いますので、簡潔明瞭に質問をしてまいりますので、明確なる答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、今回上程されております7号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、私個人、大変感慨深い気持ちを持って議案を拝見しておりました。平成16年ですので、私が議会に出させてもらってちょうど10年目でした。共同してごみを処理するという方針のもとで、日高町上郷地域が決定されました。地域の方々の賛成、反対とさまざまな議論があり、私も議会として候補地調査ということで出向いていきました。私は、今までかつて見たことないような光景がそこにはございました。やっぱりごみ処理施設、この事業を推進する難しさというものを痛感いたしましたし、今をもって思い出すことができます。

平成19年には、やはり上郷での理解が得られず、建設候補地の変更をしなければならなくなって新たに建設候補地の選定を第三者機関である選定委員会をお願いをして、平成20年4月に森本区・坊岡区を選定しました。両地区の皆様方の温かいご理解のもとに12月には三者による基本協定が結ばれ、建設に向けての合意が調ったところでございます。その後においてもさまざまなご意見がありましたが、今日まで粘り強く地元への、また、地域への理解を求める説明会の開催や再三にわたる交渉による用地取得等々、当局がご苦勞なされたことに心よりの敬意と感謝をいたすところでございます。いよいよというときでございますので、議会として責任ある態度を示すためにも確認の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、この施設の建設・運営は、20年間で180億を超える大プロジェクトであります。1市2町におきましても経験のない大事業であります。それゆえこの事業に対しては、構成市町民は地域の経済の活性化や雇用を大いに期待しているところでございます。もちろん施設の安心・安全な運営についてはとても気になるところでございます。

まず1点目は、今議会冒頭に、谷事務局長から提案書の具体的な内容が7つの整備基本方針に沿って報告がありました。この件に関して伺いたいと思ひます。

我々もですが、地元住民が最も気にかけているのは、地元雇用と地元企業への発注についてであります。雇用について、どのような形で地域に根差す事業所として溶け込もうとしているのでしょうか。関連して、障害のある方が優しく業務の習得ができるように、どのような形での支援ができるのか、また、提案をされてるのか、お伺ひいたします。事業者においては、タクマグループに協力企業として地元3社が入っていますが、ほかの地元企業の力をどのように生かせるのか、その方策が重要な課題であると考えます。地元企業への発注はどのように行おうとしているのか、お尋ね

いたします。

2点目として、入札価格についてお尋ねいたします。

落札者のタクマグループとほかのグループでは、税別で約28億円の価格差がありました。同じサービスであるなら安価なことは住民にとってはベターであります。このような大きな価格差は適切な履行ができるのでしょうかという疑問を持ちます。しっかりとした担保はなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目といたしまして、関連して、地元企業への発注についてお伺いいたします。

28億円の入札の金額の差は、その差というのは、やはりしわ寄せが地元雇用の給与として影響を受けるのではないのでしょうか。しっかりとした給与条件は20年間守られるのでしょうか。また、90億円の地元発注は本当に実施されるのか、心配しているところでございます。ご答弁をお願いいたします。

最後に、4点目といたしまして、前述したことについて検証の方法についてであります。建設3年間及び運営期間20年において法令を遵守しつつ提案された事項を実施するに当たり、誰が責任を持って、どのような手法で検証するのでしょうか、また、20年、30年先のその施設の後、もし予定があるならば、その施設はどうされるのかお伺いして、1回目の質問といたします。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、雇用についてです。

雇用につきましては、現時点で企業側から提案がありますのは60名、そして運営開始3年経過後には、全従業員60名を地域住民で雇用するという提案になっております。班長等の監督職候補6人を試運転前に採用して、本施設の類似施設で実地研修を実施をするというふうに言われております。なお、障害者につきましては、6名以上の雇用というふうには、内訳でありますけれども、提案がなされているところです。ということですので、私たちといたしましても、その提案がきちっと守られるようにしっかりと監視なり、見守っていきたいと思っております。

また、地元への発注金額でありますけれども、建設費で約36億円、20年間の雇用を含む運営費で約54億円、合計すると90億円になるという提案でございます。実際に雇用については個々の雇用される方々の話になるわけでありまして、その他地元への発注になりますと、その発注がなされていること自体を地元の企業が知る必要がございます。そこで、商工会議所、商工会、こういったところとの連携を密にした上で、地域の企業に対する発注情報をできる限り届けて、そして確実に提案をいただいた金額は地元へ発注されるように、私たちとしてもしっかりとチェックをしていきたい、このように考えているところです。

それから最後に、現在30年以上ということを私たちは言ってるわけでありまして、その後どうするんだというご質問がございました。現時点としては何とも、まさにその時期の人たちが判断すべきであるというふうに思います。例えば、もちろん設置者自身が後をどうするかということの責任を一義的に負ってますので、壊すのであれば当然責任を持って壊し、他の施設に転用するなど

のことがあるのであれば、そういったことについても北但行政事務組合が責任を持って行うべきものと。ただ、今の段階であれこれ言うても、ただの想像でしかないというのが現在の状況でございますので、その程度にとどめさせていただきたいと思えます。

その他につきましては、担当のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、28億円の価格差で適切な履行は担保されるのかということのお答えですけれども、確かにご指摘のとおり、消費税別で28億2,900万円の両グループの差がございました。予定価格と比べますと、30億4,700万安価での落札というふうなことになりました。この入札価格の内訳については、設計及び施工に要する費用については組合が予定しておりました金額よりも3億4,700万、実は高額でありました。運営経費については、組合が予定しておりました金額よりも33億9,400万円逆に安価での積算というふうになっております。

落札者であるタクマグループの提案は、設計・建設において主要機器を高耐久性とするなど創意工夫することにより若干のインシヤルコストが割高になるものの、これにより補修・更新の頻度を低減して最先端の省エネルギー設備を導入し、消費電力量を抑える提案などでランニングコストを下げることで、全体の費用を圧縮したというふうな提案だったというふうに推察しております。したがって、私ども組合としましては、想定しておりました予定価格よりもかなり安価な入札価格ではありますけれども、適切な履行が行っていただけるものと確信しておりますし、組合においても、建設・運営事業期間について要求水準、提案内容が実施されることをモニタリングしていきます。

次に、建設・運営期間における法令遵守についてです。

施設建設工事では、設計施工監理業務ということで、実施設計モニタリング、施工モニタリング、事務・財務モニタリング、アドバイザー、管理運営モニタリング事前準備等、専門的な知見による監理監督が必要でございますので、パシフィックコンサルタンツ株式会社と組合とで共同で監理し、検証するというふうな方法をとっております。

プラントに関しましては、建設工事請負契約第42条の規定におきまして、受注者に性能及び機能を保証させ、建設の進捗にあわせて試運転及び引き渡し性能試験を実施し、環境保全に係る計量に関する証明を行う環境計量証明機関の証明の添付を求めております。また、運営期間中においても、組合の責任において運營業務の実施状況についてモニタリングして、労務を初め要求水準等に定められた運転管理、環境管理、情報管理などの業務の遂行を検証してまいります。特に排ガス等につきましては、観測の結果をSPCのホームページやら地元設置をします電光掲示板等で公開し、事業の透明性を図り、安心を提供したいと思っております。

なお、今後、組合が直接モニタリングするか、業者へ委託し共同監理するかについては、先進の事例等を参考に運営開始時期までに体制とともに検討していきたいと考えております。私からは以上です。

○議長（野口逸敏） 河本施設整備課長。

○施設整備課長（河本嘉一） 私からは、地元企業への発注についてお答えいたします。

地元雇用の給与は守られるのかとお尋ねをいただきました。提案では、地域住民の早期の雇用率100%とした地域に根差した事業運営を推進するとともに、地域に暮らす住民と障害者に配慮した就労機会と就労環境を実現するものとしています。議員ご指摘の施設従業員の給与については、最低賃金法に照らして組合が責任を持ってモニタリングを実施してまいります。

続きまして、90億円の地元発注は本当に実施されるのかのお尋ねをいただきました。地元企業への発注方策については、協力企業3社のネットワークを活用し、構成市町内全域の地域企業に公平な発注機会を提供すること、過去25年以上にわたる北但地域との近隣での施工を通じて、代表企業が構築した地域企業との協力・連携体制を活用すること、豊岡市商工会、香美町商工会、新温泉町商工会などの協力を得て、各会員企業に発注情報を伝達できる照会システムを構築することで、より多くの地域企業がより公平な事業参加の機会を得て受注の拡大を効率的にすること、最後に、設計、施工、維持補修等の業務を分割化し、地域中小企業の専門分野や企業体力にマッチした受注が可能となる分割発注方式にすることで、中小企業の受注の可能性が向上し、地域企業への発注の拡大を図ることなどの発注方策の提案がなされており、地元企業に対する90億円の発注は可能であると考えております。

なお、地元企業への発注の履行状況につきましては、組合のほうでもモニタリングをし、履行を確認してまいります。以上です。

○議長（野口逸敏） 11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 私の懸念していたことが、全てこの6番に書いてあるとおりでいくということですが、3年後、20年後までモニタリングあるいは検証していく、20年後となると、私はまだ大丈夫かなと思うんですけども、どうなってるかわからないという中で、検証、検証と言っても、毎年検証して次の方へどのようにして検証がなされて20年間の検証がなされるのか、そのことについてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然、事業者のほうからは、この検証に必要な書類の提出を受けまして、組合として確認をするということでございますし、今後、この組合議会等がどのように構成されるかというのは、また議論があるところだろうと思いますが、そういう中で、報告をしていきたいというふうに思っております。

○議長（野口逸敏） 11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 しっかりやっていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（野口逸敏） 以上で木谷敏勝議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして、発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時55分です。

休憩 午後3時48分

再開 午後3時55分

○議長（野口逸敏） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第3 議案ごとの質疑・討論・採決

○議長（野口逸敏） これより、第7号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 一般質問でかなりやりましたので、確認の質疑を行います。

もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、まず、本契約は、総合評価一般競争入札ということで、2グループが参加をしたのであるが、第1番に、予定価格と、それから低入札価格調査基準価格が事前公表されたことの意義について、もう一度まとめてお答えをいただきたい。

2つ目には、提案書は企業側に著作権があるので、これを議員に示すことはできないと言われることは、議会の審議に関してどのようなお考えからこういうことをしたのか、公文書であるということは確認をされたと思いますから、マスキング、その他の秘匿が非常に激しいものがありますので、これについてももう一度きちんとお答えをいただきたい。

それから、DBOの20年にわたる契約であって、大幅、30%の安価な有利な点があったことや、雇用が確保されることや、地元が発注があるというようなお話がございしますが、一市民、一町民として見ると、現3施設の処理費用その他についてお答えになれるかどうか、聞いておきたい、また、運搬経費についても聞いておきたい。雇用対策が有利であるというんなら、現3施設に働いている人たちはどうなるのか、このことについてもお答えをいただかないと雇用が確保されて安心だというわけにはいかないと思うが、この点について明確なご答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、予定価格、低入札価格調査基準価格の公表の理由です。

不当に低価格である場合につきましては、契約の履行が不確実になるようなこともあり、工事の品質の低下あるいは下請等のしわ寄せ等があるというふうなことから、低入札価格調査基準価格を設定をさせていただいたということですし、予定価格につきましては、総合評価におけるあり方として、提案に対する内容によって多くのコストを削減できるというふうな意味を含めて、その部分を重要視したというふうなことから公表したということです。

提案書の公表につきましては、先ほど来言っておりますように、入札説明書の中にも、その著作権については事業者側にあるということ等、質問回答の中においても回答をし、企業側の市場競争力の源泉となる技術的なノウハウ、情報等が多分に含まれているから、このことについては同意を得てやってほしいということから、そのことも含めて回答いたして、公表するときには事前に協議をしてやりますということの取り扱いがあつて現在に至っておるということでございますので、今回の資料要求に際しまして、私ども提案書の内容について公開できるものについて事業者側に求め

たところ、今の議員のほうにお示しをしました提案書の形になったというふうなことでございます。

それと、今回の新施設における雇用について、現雇用の方たちはどうなるのかというお尋ねをいただきました。

既存の施設で働いておられる方々、いろんな立場で働いておられると思いますけども、ごみ処理をしていく上で、その地域のごみ質というのを知ること重要な運転管理に必要な知識だとお聞きしております。いずれにしても、雇用に際しては公募をかけるというふうな手段をやられると思いますので、雇用条件として、例えば実務経験みたいなことを条件につけられるのかどうか。そこら辺が事業者によってわかりませんが、そういう機会があれば、そういうふうな形での申し込みというふうなことをされればいいのではないかなというふうに思っております。私からは以上です。

○議長（野口逸敏） 河本施設整備課長。

○施設整備課長（河本嘉一） 現3施設のごみ処理費用は幾らかとお尋ねがありました。平成23年度の実績であります、約7億8,000万円という数字であります。以上です。（発言する者あり）

○議長（野口逸敏） 河本施設整備課長。

○施設整備課長（河本嘉一） 再度申し上げます、1市2町のごみ処理経費は、平成23年度の実績で約7億8,000万円の経費がかかっております。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 事前公表をする場合には、政府2機関の通達によれば、これはやめたほうがいいけれども、どうしてもするというのであれば理由を公表すべきだということを言っておりますが、理由公表をしましたか、しなかったとしたらそれはなぜか、お答えいただきたい。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうでは、公表することについての理由を公表するという認識はございませんでした。ただ、何度も申し上げますけども、実態的に事前公表をしている自治体の数というのは43%ほどあるというふうなことでございます。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 質疑としては最後になるんでもう一度確認しますが、非常に重大な問題としては、議会の審査に当たって提案書が、もう圧倒的なマスキングあるいは非公表の表示があると。これ今後の議会のあり方をも規制することになるので、特に念を入れてお答えをいただきたいと思うが、公文書である提案書をマスキングしたのが、企業なのか、それとも当局の判断であるのか。私は、企業がこれを公表するかどうかを決める権限はないと思うが、公文書公開の法令根拠に照らして著作権というようなことが公文書に及ぶのかどうか、それならば、全ての設計図書、あるいはまた公共事業に関する契約上の企業側の提案は全て著作権は企業にあるというふうに言わざるを得ないと思いますから、この点についてはどうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 先ほどもお答えしたとおりでありますけれども、私たちが設計を一定の条件の

もとで発注をして納品をされたというものではなくて、あくまでこの提案の内容については、提案した企業がそのことについて権利を有しております。内容について権利を有しているものを私たちの側にお見せをいただいている。それは形式的に公文書という形に私たちの管理上はなりますけれども、公文書を出すに当たっては一定の制約がある。もちろん議会が、あるいは安治川議員がお求めになったのは、企業に対してお求めになったのではなくて私たちに対して求められてるわけありますから、その提出した行為というのは、北但行政事務組合が議員に対して、あるいは議会に対して提出したということになります。ただし、その提出するに当たっては、先ほど言いましたような基本的な制約がございますので、そして企業側の了解をとった上で出せるものについて出した。具体的なマスキングという手作業を誰がやったかということが問題ではなくて、マスキングがなされたものを議員の側に出すというのは、これは北但行政事務組合の責任において出されていると、このようにご理解を賜ればと思います。

○議長（野口逸敏） ほかに質疑はございませんか。

14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 重ねて質問いたします。

ただいまの事前公表の関係なんですが、谷局長は、平成20年3月31日付の各都道府県知事殿、各政令指定都市市長殿、契約担当課扱いということで総務省自治行政局長が出した総務省行政第38号、これについて、その存在をご存じでしたか、そのことについてまずお尋ねいたします。

それから、著作権問題。本当に私も驚いておりますが、企業側の理由で言うんなら、行政のほうで議会の審議に供するためには、全ての情報を公開しないと審議が成り立たないというふうなことをやっぱり議長名で言っていて、議長と市長がやっぱりその辺の了解を基本的にとり合っていて、議会での審査に、特別個人名とかというふうなことだけは除けるかなとは思いますが、基本的な設備の概要、それから運転能力、そういう大変大事なところでの審査すべき対象については公開すべきであると。その公開ができないという理由があるなら、入札には参加をあなたはできませんというぐらいのことが必要じゃないのかなと、やっぱり議員に公開できるということを最低条件としての入札を受ける段階での条件とすべきではないかなというのを思います。

それからもう1点は……。とりあえずちょっとその点。後でもう1回します。2点についてお尋ねします。

○議長（野口逸敏） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 最低制限価格に関する通達みたいな部分については、国交省、総務省、環境省それぞれからいろんな形で出ております。その内容については、最低制限価格についての事前公表の話なんですけども、それは競争の利益を阻害するおそれがあるんで、十分取り扱いには注意しろというふうな内容でございます。

今回、私どもの設定をいたしておりますのは、低入札価格調査基準価格という形でございますので、それには当てはまらないわけなんですけども、いずれにしても、競争の利益を阻害するというふう

な目的からそれをやることはどうなのかということでございますので、結果で申しわけございませんけども、結果的には、そういう85%という予定価格からの落札額を見ましても、十分な競争の結果があったのではないかというふうに思っております。

それと、議員の皆さんに公開するような提案書を条件として入札に付すべきではないかというふうなことの質問がございました。先ほど安治川議員の質問の中にも申し上げましたですけども、例えば事業者からの質問の中にも、企業の市場競争力の源泉となる技術ノウハウ、情報等が多分に含まれていると、それはやっぱり情報を守っていただかな困りますよという質問が来てるわけです。これを公開するという条件になりますと、提案する内容というのは、おのずからもう既存の技術レベルの提案でしかあり得ないと、独自のノウハウみたいなものは一般に公開しないという結果につながるのではないかなというふうに思います。ですから我々として、その企業が持っておられるノウハウについてはきちんと保持をさせていただいて入札参加していただくという条件のもとで、こういうすばらしい提案があったというふうに考えております。以上です。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 企業側の立場に立てば、そういう論理が一応筋道として述べることができると思いますが、我々は市民の代表であり、市民の大切な税金の使い道を本当にこれで適切かどうかというふうなことを判断するときに、検討すべき議案に付されたもののその中身について、そのものについても検討できない、そういうふうな状況が想定されるような入札はやっぱり間違ってると思うんですね。だから企業の競争力の問題は、やっぱりその企業の大変大事なところでありますけれども、我々住民側の代表としては、企業の競争力はいろんなところでやっていただいたらいいと思いますが、公の工事あるいは契約に関して、そのことを出したからといって、その会社の企業の競争力が落ちるということは、少しはあるかもしれないけれども、今おっしゃったような、それを出すことによってその企業が大きなダメージを受けるというようなことにはならないのではないかと、そのことよりも、住民の意思がきちっと審査の中で生かされるというふうなことのほうが大切ではないのか、どちらが大事かという比較になるのかなと私は思っております。

議会というものは、公金を支出することを認めるか認めないかというふうなことで、一番大事なところはそこにありますので、住民の代表たる我々が、何も見ずに承知してくれというふうなことを提案されても、なかなかこれは承知できないというのが正直な気持ちなんです。ですからこういう点では、先ほどちょっと申しましたが、議長団においても、このあり方というんですか、今後の大きな問題になるかと思いますが、入札のあり方の段階で、住民側の代表、議会としての最低限のけじめはこうだというふうなことは言っていたきたいと思います。これは議長に答弁を求めるわけにはいかないですが、先ほど申しましたように、どちらの立場に立つかというふうなことだと思うんですね。そういう点でいいますと、管理者あるいは副管理者、執行部の方々はやっぱりその辺の配慮も必要ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう1点、私が聞いたのは、総務省自治行政局長発行、平成20年3月31日、この文書そのものをご存じですかと聞いたんですよ。それには答えておられないんですが、どうなんですか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まさに住民にとって最もよい施設が建設されるようにということで、各企業がノウハウを出して、そしてすばらしい施設の提案を私たちは求めました。それは、まさに住民のためのことを考えてのことです。あんなたちの出していることは、みんな秘密でなくなって外にばらすのでということといえば、たちどころに当たりさわりのない施設の提案しか出てこなくて、そのことによってデメリットをこうむるのは結局は住民であります。そのようなことから、私たちは今回のことについて総合的な提案を求めるといことにしたわけでございますので、住民のためということであれば、私たちは間違っていないと、このように考えております。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、その資料につきまして、私の手元のほうにあるというものではございませんが、そのような資料を見たことはあるというふうなことでございます。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 資料は大変ページの多いものですが、はっきり書いてあるところだけちょっと読ませていただいて、本当にどうかという答弁をもらいたいんですが、予定価格等の公表の適正化というところで、予定価格の公表について、地方公共団体は、法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする事と、ここでもうはっきり区切っております。そして、予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること、このように書いております。

だから、この文書は、簡潔明確に事前公表取りやめ等の対応を行うものとする事ということを書いております。先ほど多くの自治体がやってるからだというふうな答弁がありましたが、そのこととこの通達とはやっぱりずれがあるんじゃないのかなと。だから、平成20年3月31日付のこの通達はやっぱり遵守すべき通達ではないのかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私自身は、その通達を見ておりませんので、正確なことは申し上げられんかもしれませんが、まず、少なくとも今、お読みになったところで「可能である」と書かれている、つまり法的に問題がないということでは言われている。その上で、しかしながら、こうこうこういうことで公表することが書かれてますけれども、それは命令ではありません。そうするといいいというアドバイス、法的にはアドバイスでしかない。したがって、それに従うかどうかというのは、それぞれの自治体が自分の判断で行えばいい、法的にはそういうことになるかと思っております。

さらに、その公表の意味が、当該の入札に参加する方々に対して示されなければいけないものなのか、それとも市民に対して説明されなければいけないものなのか、ちょっと今、現物がありませんので何とも言いようがありませんけれども、市民に対して、こうこうこういうことだということ

で姿勢を示したのであれば、現にこの議会でも、なぜそんなことをやったのかということをご説明をさせていただいているところでもございます。したがって、私としては問題はないと、このように考えているところです。

○議長（野口逸敏） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ただいま議題となっております第7号議案について、議員全員で構成する契約等調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを望みます。

契約等調査特別委員会は、議員全員で構成し、次の理由により経費は議長の定める額により調査終了まで設置するものであります。

理由については、まず、入札公告時の予定価格等の事前公表の可否、2つ目が、要求水準書及び提案書の内容の審査、3つ目が、事業者選定委員会の構成と総合評価の可否、特に低入札価格調査基準価格の1円オーバーによる落札の可否。以上でございます。

○議長（野口逸敏） ただいま谷口眞治議員より、契約等調査特別委員会を設置されたいとの動議が提出されました。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（野口逸敏） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

特にこの際、趣旨説明はありませんか。よろしいですか。

○谷口眞治議員 今は、なし。

日程追加 動議

○議長（野口逸敏） お諮りをいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） ご異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 先ほども配付いただいた議案資料、そして一般質問も行いました。それで十分審議が行われたものと認識しておりますので、全議員の特別委員会の設置は要しないと考えます。よって、

反対といたします。

○議長（野口逸敏） ほかに討論はありませんか。

6 番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 一般質問、質疑で述べてまいりましたが、議会の根本問題であります内容が含まれた契約等調査特別委員会の設置の提案でありますので、ぜひ議場の皆様のご賛同をお願いをしたいと思います。

まず第1に、この議案の根本問題であります入札に当たっての事前公表というのは、私も議員生活はそう短いほうではありませんけれども、かくのごとく重要な議案で、しかも長期にわたる異例のDBO議案であります。この競争入札の予定価格と低入札価格調査基準価格の事前公表というような事態は聞いたことがありません。しかも北但行政事務組合契約規則にも適用条項がありません。それからまた、政府においても、入札予定価格の公表は違法ではないが、しかし、これは弊害が多いから取りやめることということをお知らせしてきて、このことについて当局において質疑の答弁で資料は手持ちがないと、また、管理者答弁でも見たことはないということをおっしゃったので、これは当局も議会も一遍よく議論するということが必要だということであって、特別委員会設置は極めて適切なものであると思います。

それから、2つ目には、提案書のマスキングその他、非公表に類する問題であります。従来から議員が請求を行った資料について、公文書公開に関する法令に準じて、個人の秘密や企業の企業秘密に類するところを一部非公表にするということはあるわけでありまして。しかし、今回のように、1グループ企業はもう一切提出しないというようなことは、私はこれも議員生活の中で初めてのことでございます。資料がないのなら、当局がお示しになることができないことは、これは仕方がない。しかし、あれだけ立派な概括的な説明をなされた原文は、いわば当局は見ても差し支えはないが、議会は見えてはいけない、これでは一体何のための議会かと言わざるを得ない状況であります。

それからまた、それによってDBO契約そのものが確信を持ってこの可否を論ずることがなかなか難しいという状況でありますから、この際、調査特別委員会を設置して慎重審査を遂げる必要があるというふうに思います。これは、本会議の質疑3回と言われるような形式的な審査ではなくて、資料にも当たり、議員同士も自由に意見交換をし、これを可とする議員も大いに発言し、今、私が述べてるようなことを言う者も大いに発言をして、公明正大な議会運営に資するものであるというふうに思いますので、ぜひ設置をお願いしたいと思います。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） 討論を打ち切ります。

これより、契約等調査特別委員会を設置されたいとの動議を議題とし、採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（野口逸敏） 起立少数であります。よって、契約等調査特別委員会を設置されたいとの動議は否決されました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 議案番号でいうと、第7号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結について、この議案につきまして反対の立場で討論いたします。

この契約の内容の資料を見させていただきましたが、管理者は安定してるとおっしゃいますけれども、処理方式がストーカ方式で、そこには汚泥も含まれる、それから一般の可燃ごみ、それらも含まれるわけですが、汚泥も含まれるということ、そういうふうなことが書かれております。これは私、一般質問でも少し申し上げましたが、このストーカ方式を採用した内容での締結議案であるというふうなことを思いまして、環境問題を考えたときに、燃やすことにやはり私はしてはならないことであるというふうに思っております。

現在、燃やさないでもごみを処理することが既に可能となっておりますし、安定的に運転されている具体的な事例はふえてきております。また、処理方法の変更についても、その現場が日本にもあるからぜひ見学に行くようにとの進言もしてまいりました。私たちは、現在、都市計画事業として取り組んでいるこの事業について、竹野住民の有権者の過半数の方々の貴重な署名を集め、認可した県知事の責任を明らかにし、公正な裁判を求めて現在係争中であります。判決が出るまでは、少なくとも正式な契約行為は控えるべきではないでしょうか。

さらに、管理者が以前言っておられた財源の一つである合併特例債の期限が、これも延長されるということがはっきりいたしております。財政運用の面でも時間的な余裕が発生いたしております。契約時期を先に延ばすこと、その間に処理方法についても、いま一度白紙に戻し、燃やさないで処理する方法を含めて再検討することこそ今とるべきことではないかと私は思うわけであります。

それからさらに、本日の審査の中で明らかになったことではありますが、非公開部分が大変多い、そういう提案書であり、議員にとってですよ、当局は全部知ってるというふうなことが大前提であります。我々議員には非公開部分がたくさんあると、そういうふうなものを審査しようにもできないものを大前提に提案されてるという、このこと自身がもう大問題であります。そういうことが大きな問題であって、本当に住民の意思で、住民のみずからの判断でこの提案が妥当かどうかというふうなことを慎重に審査するには、余りにも、資料というんですか、審査する項目が開示されないことが、それを阻害しているというふうに思わざるを得ません。こういうことがこれからもずっと続いていくことになる、本当に議会の形骸化にもなるのではないかと、当局がいいと言ってるんだからいいじゃないかというような単純な論理にすり変わってしまう可能性もあります。

私は、やっぱり議員というのは、大切な住民の税金をいかに使うかというこの観点を本当に真摯に受けとめればとめるほど、どんな全てなささいなことであろうとも公開をしていただき、そしてそれを審査すると、その上で合否の判断をするという、そういう機会が与えられなければ議会としての権能が薄くなると、このように思っております。そういうふうなことが今回はっきりといたし

ました。そういう理由をもちまして、反対討論とさせていただきます。どうぞ賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野口逸敏） ほかに討論はありませんか。

12番嶋崎宏之議員。

○嶋崎宏之議員 12番、嶋崎です。ただいま議題となっております第7号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

ただいまの提案書の非公開に関する反対討論に対してですが、このたびの事業者選定に際しては、昨年10月に実施方針を公表された後、北但行政事務組合議会においても、ことし2月に開催された第85回定例会における一般質問、さらには7月の議員管外視察研修での姫路市、松山市の先進事例などを通じて認識を深めてきたところであります。このたびの議案配付にあわせて、当局より北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定に関する客観的評価結果の公表及び事業者からの提出書に係る概要版の配付を受けたところです。

客観的評価結果については、これまでの選定委員会の開催経過や審査方法、加点審査における各グループの項目ごとの得点や評価内容が詳しく記載されているとともに、落札者として選定した経過が明記されております。また、パーツや平面図、立面図、ごみ処理の処理フローなどのほか、事業者より提出された提案書の内容をまとめられた概要版も添付されており、議案及び配付をいただいた資料により議案審議は十分に行えるものであります。

また、燃焼方式がストーカ方式であることに対する反対討論がありましたが、北但行政事務組合規約第3条には、広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに処理に関する事務を共同処理するとして本組合の役割が規定されています。本議会の使命とは、まず第1に、本組合の具体的な政策を最終的に決定すること、これについては、これまでも組合当局がつくった政策に質問、質疑等を行うことで政策の形成過程に参画し、組合の意思決定を行ってきました。第2に、決定した政策が正しく執行されているかをチェックすることが上げられます。これは、決まった政策が適法、公平かつ効率的に運営され、さらには民主的になされているかをチェックすることです。施設を広域的に設置することや、ストーカ式焼却施設を採用する方向性などは、平成17年度に現在の北但行政事務組合が設置された当時から、本議会のほかさまざまな機会において説明を受け、議論を尽くし、予算案の議決などにより再三確認されてきたことであり、これらの手法が何ら問題のないことは明らかです。

訴訟が続いている中でのという反対討論もありました。反対の活動が続いているがという反対討論も伺いましたが、さまざまなご意見をお持ちの方もおられるということは認識いたしております。北但ごみ処理施設整備事業は、竹野町森本区・坊岡区の地元や地権者の方々の温かいご理解をいただいて事業を進められてきたものですが、残念ながら地元の方のごく一部にまだ施設整備をご了解いただけてない方がおられること、あるいは当地域にごみを排出することのない個人を含む方々98名の原告が県を相手取って訴訟を提起され、組合及び構成市町が訴訟に参加し、本事業の正当性を主張していることも伺っております。裁判の継続と事業実施とは別問題であり、事業の進捗そ

のものを何ら妨げる要因とはならないものです。

このようなことから、既存施設の老朽化なども見据え、安全、確実な廃棄物処理を行うために新施設の稼働目標を平成28年度と定めているのであり、着実に事業を進めるため、今回提案された第7号議案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口逸敏） ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（野口逸敏） 討論を打ち切ります。

これより、第7号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約の締結について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（野口逸敏） 起立多数であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成25年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 これも確認の意味で質疑を行います。

特に債務負担行為補正において、進入道路・敷地造成の工事が既定の予算内では難しいので、債務負担行為を設定するという報告であります。この内容については、確定的な予算は12月の市町議会、さらに、来年2月の本議会定例会でさらに提案があるということですが、結局この債務負担行為補正の枠内で全部賄えるのか、あるいはまた、工事内容はどの程度になるのか、これについてのご説明をいただきたいと思えます。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 現在想定しております内容等につきまして、今、お願いをしております債務負担の限度額8,300万円の中で工事が行われるものというふうに現時点では考えております。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 そうすると、本議会にもう少し丁寧な資料が出されないと、この枠内でいけるかどうか、あるいはまた、工事内容が非常にわかりにくいわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 内容につきましては、それぞれ予測の範囲内ではございませんので、例えば軟弱地盤対策に対して改良を含めて約2,600万程度かかるのではないかという見込みを持っていますし、斜面崩壊対策では1,500万程度、岩盤の岩盤線も推定のため岩盤線の変更によって掘削がふえることによって約950万円程度、あるいは工期が厳しくなっている状況から工期を短縮するための仮設道路を新たにつくっていくというふうなことで1,100万程度、その他精算見込みとして約900万程度、概算で8,300万円というふうな見込みで予算をお願いしているということで、これらについては、今

後精査をしていきながら、2月の段階で変更契約のお願いをしたいというふうに考えております。
以上です。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 5月ごろからその調査が行われたというんですが、これについてのご説明があったり、それから資料の提出が本来あってしかるべきじゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 一部、一般質問の中で谷口功議員の中でご答弁させていただいたと思いますが、それとて最終的に工法変更の内容として確定したものでございませぬので、改めて変更契約の中でお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（野口逸敏） 14番古池信幸議員。

○古池信幸議員 お尋ねいたします。

現地も、私、日曜日に行って見てまいりました。大変な状態であるということを確認いたしました。こういうときに債務負担行為で8,300万円、大変大きなお金なんです、それ以上にもっとかかるような気がいたしました。正直な気持ちであります。本当に傾斜のきついところ、それを無理をして掘削をして開いたなという感じがいたしております。もともと緑に覆われた林と、それから田んぼ、畑のところでありました。木谷川と細い道路があるところでありまして、林の中には神社も祭られておりました。それも皆取っ払われ、木も切り倒され、それから地肌がむき出しになってる。パーツを見ると、緑の色になっておりますけれども、これは上辺が緑けれども、結局は地盤強化に相当これはお金がかかるんじゃないかということを実に率直な感じで見えてまいりました。

ところで、質問なんです、この8,300万円という債務負担行為、この金額内でいけるんだと、現時点ではそうだというふうにご答弁がありましたんですが、私は到底足りないような気がいたします。ですから、あの場所を選定した選定委員会での報告もいろいろあったんですが、この地盤の問題などはほとんど調査されずに、受け入れの住民の意向が高い地域だからそこにしたと。だから、もっと言いますと、政治的な要件が先行してあの場所を選んだ、現地のいろんな形状あるいは地質の問題、そういうふうな状況を見て適地としたということではないということが、この際、また改めて私は再認識せざるを得ない状況になってきております。こういう選定の経過と、それから債務負担行為補正の問題と、これについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） もともと候補地を決めるに当たって、さまざまな条件の中から客観的に選定委員会では評価をしていただいて、候補地を最終的に森本・坊岡に決めたわけですが、その中に当初除外条件として活断層があるか否かという項目がございました。そういう地盤的なものについては、活断層はないという判断で除外してなることはなかったと。そのほか、最終的に絞り込んだ段階で進入道路を含めた概算の事業費をはじいたわけですが、若干今と形的には変わってきてはおりますけれども、その段階においてもほぼ大きな差は見られなかったというふうなことでござ

いまして、候補地の選定の中で今の状況が推察できたかといえば、推察でき得なかったということ
でございます。ただ、道路をつくるに当たって、現時点では若干の費用が余分にかかっている部分
はあるかもわかりません。

○議長（野口逸敏） よろしいか。

○古池信幸議員 はい。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） 質疑を打ち切ります。

これより討論を入ります。討論はありませんか。

6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 債務負担で12月の豊岡、香美、新温泉の各議会に議案を提出するとすると、そこも
また債務負担行為の設定かなど。聞いてみても、谷事務局長は、これぐらい大体見通せるんじゃない
かという額を発し言葉でおっしゃって、十分僕もメモをしたかどうか、テープでも聞いてみんと
わからんわけですが、こういう状況で急いで債務負担行為の設定を行わなきゃならんかと。これは
契約に至る議案を2月までに設定するためにやろうとするわけでしょうが、拙速にやる必要がある
だろうかと。特に、こんなことを言っちゃえらい下世話な話だけでも、今月末でこの議場を去る議
員、新しく登場する議員もいるということから見ると、臨時会もしなきゃならんということがあり
ますから、私は慎重に考えて、今回この不確定な要素を多分に含む債務負担行為の設定を急がない
ほうがいいと。つまり拙速な工事は急がないほうがいいというふうに思います。

むしろ、既に地盤調査、地質調査その他をやったというわけですから、こういうことについてそ
れこそ委員会ではなしに議会に詳しく報告をしてもらって、そして確かな事業費を作成するという
ことでないといかんのではないかと。これ私は、7号議案において、この地につくってはあかん
というほうではありますが、しかし、一旦もう皮をむいてしまった土地の安定も図らなくちゃならん
ということから考えても、拙速なことはしないほうがいいという立場から、本議案には賛成しがた
いということであります。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 平成25年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討
論をいたします。

本案は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を増額するとともに、平成24年度に豊岡市において
実施された地域振興事業に係る負担金の精算等を含めて歳入の市町負担金、繰越金を補正するもの
であり、また、斜面崩壊対策費等に係る追加経費について債務負担行為による追加補正をするもの
であります。

現場内の一部に確認された斜面崩壊対策及び軟弱地盤等については、本年の2月の第85回定例会
及び5月の第86回臨時会において、対策に必要な費用については、全体工事費の中で請負金額の変

更を伴わない設計内容の変更により工事を進め、現契約内で対応できないと判明した時点で予算の追加等をお願いしたい旨の説明を受けています。これらの対策は、当初、設計において確認が困難である土地や地盤の支持力不足によるもので、現場の工程上、大きく支障が生じ、また、防災及び安全管理のため施工が必要なものと判断され、これ以上のやりくりは困難との見込みとなったものであり、適切妥当な補正予算であると考えます。よって、本案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） 討論を打ち切ります。

これより、第8号議案平成25年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（野口逸敏） 起立多数であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議場の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、第9号議案平成24年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 非常に大きな議案を抱えた決算でありますので、改めて確認をさせていただきます。

まず、昨年度の決算の中で最も大きいのは、収用による土地取得を含んでいることであります。この評価について、また、この収用に対象の用地は都市計画事業用地であります。それ以外の周辺用地の取得についても、その意義、その他ご説明を願いたいと思います。

それから、2つ目は、DBO方式による事業実施がずっと準備をされて、既に7号議案で可決を見ておりますけれども、改めてこの事業については、大変私は多くの疑問を持ってまいりました。1つは、20年という長期の契約案件が十分な資料を提供を受けないでこの決算に至っておるということについて、十分な資料を渡したとお考えになっておられるかどうか、お尋ねしておきたいと思っております。

それからまた、住民合意、情報公開についても、結果としていろいろ大きな問題が残ってまいりました。もう今まで質疑、討論を繰り返してまいりましたから一々申し上げませんが、このことに関して私は、不十分な点、あるいはまた、あってはならない取り扱いがあったというふうには思っておりますので、その点について当局の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口逸敏） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 用地の取得について、収用関係のご質問をいただきました。収用の裁決に基づきまして、5月10日の権利取得の時期及び明け渡しの期限までに補償金の全額を払い渡し、または供託して都市計画事業認可区域8.8ヘクタール全て土地及び物件の所有権を取得しました。また、

周辺整備区域では、平成24年4月、地籍調査の成果が法務局に備えつけられまして、1筆が周辺整備区域内に含まれることが明らかになったために、7月に買収しました。さらに、平成24年8月、収用地5筆の残地7筆と、新たに11筆を1人の土地所有者から買収しました。以上により、平成24年度には都市計画事業認可区域内で8筆、公簿面積9,340.32平方メートル、周辺整備区域内で19筆、2万92平方メートルを取得いたしました。

DBO事業の実施の関係ですけれども、平成24年につきまして、DBO事業者選定アドバイザー業務をいたしております。DBO事業者を選定するために事業者選定方式の検討あるいは事業者の募集、評価、選定及び公表にかかわる支援、事業契約締結等にかかわる支援等の総合的な支援を受けるため、平成23年10月25日にパシフィックコンサルタンツ株式会社と契約いたしております。

平成24年度に実施したアドバイザー業務の内容につきましては、DBO事業者を選定するに当たり、募集、評価、選定及び公表にかかわる支援並びに一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価を行うためのデータ分析、予測、取りまとめ等の支援を受けました。事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の規定に準じて事業を進めることから、平成24年10月30日に同法第5条の規定に準じて実施方針を定め、公表し、本年1月11日には同法第6条の規定に準じて本事業を特定事業として選定し、同法第8条の規定に準じて特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表いたしました。

客観的評価の結果においては、本事業はDBO方式による実施することにより、組合がみずから実施する場合に比べ事業期間全体を通じた組合の財政負担見込み額について、約6.4%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス等の水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができるとして、本事業をDBO方式により実施することが適当であると認められるため、本事業を特定事業として選定したものです。

平成24年度のDBO事業者選定につきましては、昨年10月に北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会が発足し、第1回委員会では実施方針の選定案、第2回委員会では、特定事業の選定、募集要項及び事業者選定基準、第3回委員会では、第2回委員会に引き続き、募集要項及び事業者選定基準について審議いただきました。組合は、選定委員会で審議いただいた結果を踏まえ、実施方針、特定事業の選定、入札公告及び入札説明書等の公表を行っております。これまでのところ、ごみ処理施設においてDBO事業にかかわる特別な問題は発生していないというふうに認識しております。今後は、事業者により、設計、建設工事における実施設計を行ってまいります。提案書の内容及び業務要求水準書の内容が満足するよう協議しながら進めてまいります。以上でございます。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 1点、確認をしておきたいと思うんですが、さきの議案のときに考え深いということと言われた議員もいらっしゃったんですが、この事業が始まった当初から議会の関与は極めて薄いまま今日に至っております。もともとは首長と議長が参加をしての任意協議会で広域化の協議が始まり、その任意協議会が上郷を最適地として決定し、今度は、その経過、一貫して議会の予算の請求はあったが、この事業全体の可否が問われたことがなかったと。今日、途中は省略いたしますが、

都市計画決定も議会は別にこの可否を問われる法の仕組みではないと、また、事業者選定委員会というもののメンバーなども、これは議会に可否を問われる性質のものでもない、そしてさらに、入札公告、膨大な要求水準書なども議会にその可否を問われたことも、説明をまともに受けたことも、水準書そのものが渡された経過もないということ、請求をすれば出てきたんでしょうが、そういう状況という中で、今度は、最終、たったこの1日のやりとりで7号議案がさきに可決をされた。これが、ずっと続いた24年度決算であります。

私は、本来はこの全過程に議会が関与すべきであったし、しばしばそのことは要求してまいりましたけれども、今日に至ってはという点で当局に反省があつてしかるべきじゃないかなと思うんですね。この全体に管理者もかかわっておられるし、私は、この決算に当たって当局は反省点はないのかなということをおもうんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（野口逸敏） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 事業を進めるのに反省点は多々ございますけれども、議員が今、議会との関係でお示しになられたような点については、特に反省すべき点はないと、このように考えております。

○議長（野口逸敏） 6番安治川敏明議員、よろしいか。

○安治川敏明議員 はい。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

6番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 総結論ですね、本決算は、さきの質疑で述べたような立場から、これに同意することはできません。

特に二、三点申し上げておきたいんですが、住民合意を非常に大切にしている地方自治体、特に代替用地が全くないというようなことではない施設用地を強制収用すると。これは、ごく一部の地主の、あるいはまた、豊岡に住んでない人も参加してるような人が言ってることであって、大半の住民はもう大歓迎しとるんだというようなやり方は私はよくないと。そもそも最適地だと言われた上郷がだめだということになったときに、そのことについて反省すべきであったけれども、今日に至っておると。最適地のはずの現事業が進んでいるところが、やっぱりなかなか技術的に見てもお金もたくさんかかる、環境も、ようけ皮むいたり、いろいろしないとできないところに置かれるというようなことがあって、24年度のこの事業は大いに反省すべき点、まず第1に用地問題があると。

それから、2つ目には、この小さな経済で頑張っている地方自治体が1カ所に集約するために、巨大な予算を必要とするDBO方式でこの事業をすると。地域経済に還元するんだというけれども、還元するのが最大のことであるのなら、少なくとも、既にもう統合された新温泉町、浜坂、香美町、香住、矢田川のほたり、あるいは豊岡市の現施設、この施設の長寿延命化をも含んでこれを大事にしていくということのほうが、どう考えて地域経済に貢献する度合いは高いと見ざるを得ないし、

財政支出も少なく済むということではないかと思うんです。そういう点では、今、7号議案の際に古池議員がいろいろ討論をいたしましたけれども、同じ趣旨で本決算全体についての反省があつてしかるべきだと思います。

そして、何よりも残念なことは、この入札公告で事前公表というのが25年の1月に行われていること、それからまた、それをめぐる提案書その他の事業が非公開に準ずるような状況であることなどに鑑みると、本決算が到底認定できるものではないと私は思います。以上、討論といたします。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 第9号議案を認定すべきものの立場から討論をいたします。

平成24年度決算は、北但ごみ処理施設整備事業について、施設整備に最低限必要な都市計画区域8.8ヘクタールの用地が取得できたことから、昨年10月に特別共同企業体と進入道路・敷地造成工事に係る変更契約を締結し、区域内全ての発注を終え、工事が本格化し、平成28年度新施設稼働に向け、着実に事業が進められた決算であります。

北但ごみ処理施設整備事業は、竹野町森本区・坊岡区の地元や地権者の方々の温かいご理解をいただいで現在まで事業を進められてきたものですが、残念ながら地元の方のごく一部にまだ施設整備をご了解いただけてない方がおられること、訴訟を提起され、本事業の正当性などを主張していることを伺っています。北但ごみ処理施設整備事業は、計画事業年度内に着実に施設整備を行うことこそが、この組合に課せられた重要な責務であると考えております。よって、本決算は、認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野口逸敏） ほかにありませんか。

（討論なし）

○議長（野口逸敏） 討論を打ち切ります。

これより、第9号議案平成24年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（野口逸敏） 起立多数であります。よって、第9号議案は、原案のとおり認定されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りをいたします。これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口逸敏） ご異議なしと認めます。よって、第87回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

閉会 午後5時08分

〔議長閉会あいさつ〕

○議長（野口逸敏） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る10月2日に招集されまして、本日までの9日間にわたり、事件決議1件、補正予算1件、決算認定1件の合計3件を慎重にご審議を賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

本日、北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約締結議案が可決されたことを受け、今後、相手方と協議を進められると存じますが、管理者を初め、当局職員におかれましては、より一層の努力をされ、事業が円滑に推進されますよう願うものであります。

終わりに当たり、議員各位におかれましては、諸行事多端な折から、どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げます。また、今10月には、それぞれの地域で議会選挙がございます。本日ご出席の議員の皆さんにも、長年にわたってこの北但行政事務組合にいろいろとご尽力いただきましたこと、高い席からではありますが、お礼を申し上げておきます。

簡単粗辞でございますが、閉会のご挨拶といたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る10月2日に開会いたしました第87回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、心から敬意を表します。

今期定例会には、私から3件の案件を提案いたしましたが、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会の際にも申し上げたとおり、進入道路・敷地造成工事に係る斜面崩壊対策や軟弱土の土質改良等の工事施工につきましては、可能な限り事業費の増加を圧縮するよう努めてまいりますが、現契約の工種の中で工事工程が後半になる工種を施工保留し、優先する工事を進めてまいりたいと考えております。

組合の財源となる構成市町の負担金に係る債務負担行為の追加補正につきましては、12月の市町議会においてお願いし、組合の請負契約の変更につきましては、今後、設計内容を精査した上で、平成26年2月開催の組合定例議会に上程させていただく予定としております。

今議会での一般質問や議案質疑において、議員各位からいただいたさまざまなご意見、ご助言も多数頂戴したところですが、今回、北但ごみ処理施設の基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約をお認めいただきましたことから、今後は、事業者であるタクマグループと施設建設及び運営について協議・調整を図りながら、平成28年度の新施設稼働に向け、着実に事業を進めていきたいと考えています。

議員各位におかれましては、何とぞご自愛いただき、ますますご活躍されますことを心から祈念申し上げますとともに、今後とも、着実な事業推進に向け、格別なご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。